

平成16年3月4日(木曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	柴崎裕一	事務局長補佐

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成16年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成16年3月4日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成16年3月4日(木)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	合併実現への方策について	バランスシート(貸借対照表)活用について PFI方式による (イ)高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について (ロ)環境宣言都市、木質系バイオマス発電について	13番 伊藤 忠 男	市 長
2	学校教育について	教職員の駐車場の考え方について 中学生の弁当と食事の実態調査について	15番 松 田 伸 一	教育委員長
3	医療行政について	市立病院の医師の確保について 任意合併協議会における自治体病院の考え方について 病院整備計画の今後について	16番 佐藤 暘 子	市 長
4	保育行政について	補助負担金カットの中で、現在の保育行政をどう維持・発展させていくのか		市 長
5	農業振興について	日本一さくらんぼの里さがえを不動のものにするためのさくらんぼ輸出について Uターン者への雨よけ施設の支援について	12番 高橋 勝 文	市 長
6	国民健康保険について	国民健康保険税の基本的な考え方について 財団法人山形県成人病検査センターとの連携強化について		市 長

再　　　　　開　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、13番 伊藤忠男議員。

〔13番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、合併に賛同する緑政会員の一人として、また合併問題で心配し、いろいろと質問、相談に来られた多くの市民を代表して、通告番号1番、合併実現への方策として

バランスシート（貸借対照表）活用について、PFI方式による（イ）高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について、（ロ）環境宣言都市、木質系バイオマス発電について御質問、御提言を申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。

昨年2月より始まり、任意合併協議会、8回にわたる長期間の御苦労に対し、会長、委員そしてスタッフの皆様から感謝と敬意を表するものであります。

合併について相談に見えられた皆様の意見を端的に要約しますと、一つ、合併だよりにて問題点、必要性、何となくわかったような気がする。二つ目、新しい市は一体どんな市で、どんな特徴ある市になるのかぴんときない。三つ目、今は市民だが、もとは朝日だ、西川だと、生まれた故郷の仲間より年とっているし、過疎化が進むのではないかと相談されている。何かいい方法はないものだろうか。四つ目、財政的にどうなんだ。苦しいとは聞いているが、おれたちは我慢できるが、おれたちの子供、孫たちの時代はどうなんだなどなどの質問、相談であります。

私個人の合併に対する基本的理解は、民間会社に例えれば、売上高不振、経常利益赤字、正常な経営に戻すにはどうするかであり、経費節減、人員削減、賃金カット、いわゆるリストラであります。業種にもよると思いますが、3年前より実行し、3段階終了し、今なお生き残れるか否かの実態であります。民間では即実行しないと倒産であります。

しかし、県、自治体はそうはできない。10年間面倒を見てあげるから、10年の間に団塊の世代も入っているし、プライマリーバランスの確立を図りなさい。言いかえれば、民間企業と同じように、独立できる体制確立を図りなさい。ただし面倒見るのは合併する自治体だけです、しないところは自分でやりなさいということであると理解しております。

それでは、民間会社の決算書のように、どこが悪くて、どうなっているのか今の官庁会計といわれる現金主義、予算書・決算書では原因を把握できない。きょうあるを見通して、国策だから当然であります、現総務省は1999年より2カ年にわたりバランスシート、行政コスト計算書をつくりなさい、そして一昨年よりキャッシュフロー計算書を作成しており、6割の自治体で作成しているとのことあります。

現金主義の予算・決算は、財政民主主義の根幹となる手続を正確かつ有効に遂行するためには適切かつ不可欠な手法であるが、税金で賄われている以上、使用した金は一体どうなっているのか。いわゆる地方自治体の資産形成状況と財源を示し、社会資本形成の世代間負担比率はどうなっているのか。有形固定資産の行政目的別割合はどうなっているのか。経年比較、住民1人当たりのストック状況はどうか。そしてこれらの行政目的における住民サービスのためのコストはどうか。分野別住民1人当たりの額として算出し、これらを比較することにより、コストの配分状況が一目瞭然となるばかりか、全体あるいは目的別、部門別コストを出すことにより、性質別の内容を明らかにすることによりコストダウンを図るとするものであります。

これらは国、県、地方自治体も極めて厳しい財政の中で、限られた財源を有効に活用し、最大の効果を上げるべく成果とコストを把握するための、そして指導するためと言われております。私は、合併を進めるため一つの政策だと理解しております。今回の合併問題や三位一体の改革論は、一面では地方時代の到来を示しているが、他方では地方間の厳しい生き残りをかけた競争時代の到来だと理解しております。

今回の三位一体改革の中で、補助金、交付金の削減を見て、早くも金融機関は29自治体が発行する市場公募地方債10年債で100円につき48銭だったのが、東京都と横浜市だけが38銭となり、格差をつけるだけでなく、2006年より地方債発行が国の許可制より事前協議制に変更になりますが、そのときの開示条件が財政力指数だと言われております。また、日本格付研究所は、地方交付税の削減で財政悪化するとして、28都道府県政令都市のうち14自治体の地方債の格下

げを発表しております。

これらの一連の動きは、物議を醸した小泉総理の発言とそのねらいを明かしたことであります。地方への補助金交付税税源移譲を4年かけて三位一体でやり、来年度には芽を出す、来年度というのはことしという意味です。補助金、交付税の削減というむちとともに地方の税収増になる外形標準課税の導入や税源移譲にも取り組む、あめまぶしてあるが、あめのはずの税源移譲にはこれらに見合う負債の返済義務が隠されているのがみそであります。これを三位一体で進めれば立ち行かなくなる市町村が続出し、国からの特例支援に期待して合併を進めざるを得ない、いわば自治体の計画倒産計画であります。これなくして地方の公的債務、前年末で188兆円、国と地方の長期債務総額は719兆円とされておりまして。

これらの実態をわかりやすいように表現したのがあります。年収650万円の人が借り入れ6,800万円があり、年間返済約定が250万円、生活費が差し引き400万円であるが、実際の生活費675万円、ほかに子供への仕送り245万円、で年間総額は520万円であり、借り入れして穴を埋める以外に道はない。通常なら銀行も貸してくれないし、破産であります。719兆円を示した日本の国の実態であります。地方自治体の面倒を見るところではない、国の破産であります。国際的に日本国債の格下げの実態であります。しかし、自分の子供を見捨てることもできない。合併でと思っているのに子供は言うことを聞かない。それが小泉総理の倒産計画発言であり、ことしの交付金、補助金の削減の実行であり、合併以外に道はないと理解している一人であります。

のバランスシートの活用について。

私は、平成10年6月議会において、官庁会計と企業会計の導入併用について御提言申しあげ、当市においてもバランスシートを作成され12年度より公表されていることに心から感謝しているところでありますが、今回の合併問題において活用されていないばかりか、公営事業会計を含めた借り入れ総額だけがひとり歩きをし、寒河江は借り入れ金額が437億3,900万円、朝日が86億5,000万円、西川が121億1,500万円で、寒河江は朝日の5.1倍、西川の3.6倍である。そんな大きい借金のあるところと合併すると損をする、だからおれたちは合併反対なんだ、これが町民の意見なのよと、町民に説明すべき立場の人が平然として言っている。あいた口がふさがらないとはこのことと思いました。一般会計だけの1人当たりと言いたいところですが、100歩譲って人口1人当たりの計算だけでも理解していただきたいものだったところであります。

これはやはり現金主義だけの予算・決算の問題で、総務省の言うバランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書の必要を改めて強く感じたところであります。民間企業と自治体のバランスシートの分析判断で、最も気をつけなければならない大きい問題があることであります。質問に来られた方との激論も借入金の問題でありました。

例えば、バランスシートの中で、民間企業であれば借入金は売上金の何%で総資産の何%か、これをすぐ見ます。無借金経営であればだれでもがすばらしい会社であり、経営者であればだれでもそういう会社にしたいと思っているのが現実だと思います。しかし、自治体の無借金経営は、極端な言い方をすれば、全く評価されないという一面を持っているということでもあります。

それは、自治体は住民へのサービス提供を主な目的としており、自治体における地方債発行、借金は一時的な財源不足を補うための場合もありますが、通常は現世代と将来世代の受益と負担の公平性を確保するために行われるものであるからであります。例えば、地方債を発行し、公共施設を建設した場合、この施設は建設時より長期にわたって利用されるものであり、利用期間の税収で賄うことで世代間の公平に結びつくからであります。

当市でもバランスシートは平成12年より公表しておりますが、優秀だとして公開されている自治体の人口同規模クラスと比較してみますと、財政力指数、自主財源比率などわからないのではっきり申しあげられませんが、平均をとってみますと、正味資産で約50億円少なく負債で50億円多いが、一般財源では70億円少なく、国・県からの金を有効に活用したかが推測され、バランスのとれた経営であったと、さすが佐藤市長とと思っている一人であります。

寒河江の市民だから理解できることでありますが、チェリーランドを初めとしてさくらんぼにこだわり、さくらんぼを中心とした農産物のネギ、バラなどを含め支援を図り、さくらんぼで日本一のさくらんぼの里として確固たる地盤を築き、全国に名をなさしめた無形の財産ははかり知れないものがあると思われまふ。市のバランスシートの正味資産に計上されないが、さくらんぼと言えば寒河江とどこにいてもうらやましがられ、流動人口の増加、さくらんぼ農家には言うまでもなく商業、市民への貢献は膨大なものがあり、今さらながら佐藤市長の行政手腕の高さと先見性に改めて敬意を表する一人であります。

合併実現の方策として、普通会計の市町村別1人当たりの借入金額、有形固定資産合計、正味資産合計、1人当たり将来負担、合算との差額、過去及び現世代と将来負担比率、3点の計数をお願いいたします。そして、合併の実現のためこれらを一覧表にして活用を図るべきだと私は考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、2番のPFI方式による(イ)高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について、(ロ)環境宣言都市、木質系バイオマス発電について。

寒河江市、朝日町、西川町が合併し、新しい市の特徴を一言で表現してくださいと言われたら、今なお残る四季の里、大自然市かなと思っております。山あり、川あり、水あり、果樹あり、田園あり、畑地あり、山林ありであります。いずれも子々孫々まで守っていかなければならない、人間ではつくり得ない大自然が与えてくれた大切な、そして貴重な資源であります。問題はと言われたら財政問題、少子高齢社会、朝日、西川の立場に立って考えてみると、高齢比率、12年で朝日が30.8%、西川32%、そして点々として集落のある過疎地、過疎化の問題だと思っております。この問題解決の方向を示すことこそ合併実現への道だと思っております。

山形県で実施した新世紀やまがた課題調査によると、20代、30代の人々の生活志向を見ると、地域への愛着を感じるのは自然環境のよさである。1999年調査時より1割削減になっている状況で、理由は地域住民に連帯感がないという理由であります。住みなれた地域、友人・知人がいかに大切であり、心の支えになっていることでもあります。

企業の環境経営を評価する環境経営格付機構がことし調査し、全国の地方自治体の格付をすると発表しております。その評価基準項目を見ると、経営状況、環境への取り組み、住みやすい社会の3点であります。の経営状況には、「公共サービス」と「税と財政健全性」、の環境は地球温暖化対策と化学物質対策、の住みやすい社会は「人権と社会福祉」と「教育と研究」となっております。自治体も財政問題だけでなく、行政執行までも民間に評価されるのかと時代の大きな変遷を感じるところであります。自治体間の生死をかけた競争の時代、当然と言えば当然なのかもしれません。

評価されるからやるというわけではないが、ITを活用し、今全国的に注目されている北海道の西興部村では、難聴対策で引いたものを18億円かけて全戸光ファイバーを結び、過疎でありなおかつ高齢化で深刻だが、ひとり暮らしの老人はテレビ電話で村の保健師に毎日血圧や脈拍データを送り、健康維持と高齢者管理を含めた一体化が注目されております。一方、村の事業者も乳牛の飼育監視ロボット、牛のお産、BSE発生以降は安心・安全のための飼育履歴、牛の耳に取りつけたバーコードで村全体の牛の管理を行っております。村全体が隣組と同じですと言われております。

中央から離れた地域や社会的弱者は、IT革命に乗りおくれたデジタルデバイドの当事者とみなされていたが、時代は変わり、ついに地域経済に電縁は元気を吹き込み、活性化をもたらしているのが実態であります。

徳島県上勝町では、中山間地域の過疎化が進む中で、葉っぱ事業が当たり驚異的發展を遂げているが、高齢化率43.9%なのにその高齢者が働いております。昭和30年ころ6,000人の人口が今は2,200人だが、居住希望者が多く、2003年に23戸の町営住宅を建設したとのことでもあります。高齢者でも簡単に使いこなせるようにファクス、パソコンをセットしてあるとのこと、驚くことに80歳の人が年収1,000万円、そして寝たきり老人はたった3人だけという事実であります。

また、佐賀県佐賀市長瀬町では、自宅での生活は難しくなってきた高齢者は、画一的な大規模施設は嫌だ、自宅と同じような環境で自由な生活をしたいと言う、財政的にも苦しいし難しい、そこで考えたのがグループホームの個室条件、有料老人ホームだと10人の条件、9人での共同生活を考え、民家を改造して9人の共同生活を始めており、当然として自宅の変形として介護保険上での在宅サービス、デイサービスやデイケア、訪問介護も自由に選べる、今や各町内に広がりを見せているとのことでもあります。

これらを1市2町にて活用すれば、昔より住みなれた近所の人との共同生活ができることであり、過疎化を防げる一つの政策になるのではないかと考えているところであります。

1市2町の合併で最大の特徴であり最大の魅力は山林であり水だと思える一人であります。

木質系バイオマス発電については、14年9月議会にて質問をしておりますので詳しくは申しあげませんが、京都議定書に基づく地域温暖化見直し計画どおりことしの1月より検討に入っております。日本の当初の目標2008年より2012年の間に、1990年比温暖化ガス排出量を6%削減する協定書ですが、2001年度で逆に5.2%上回っており、日本の目標を達成するには11.2%、1億4,000万トン削減しなければならない実態で、かなり強硬手段に出てくるものと推測されます。

世界各国で一番進んでいるのはイギリスで、気候変動税としてエネルギー消費税、電気なら1キロワット時約87銭、石炭なら1キログラム当たり約2円38銭など、消費税として課税されているし、逆に削減した場合、使用しなかった場合は目標対比で減税されるし売買もできる。売買単価は1トン当たり1,017円から2,440円で取引されているのが実態であります。

削減の実態を国際的に見ると、2001年度で90年比で見ると、既に達成しているのはウクライナがマイナス50.5%、ロシアがマイナス38.3%、ドイツがマイナス18%、イギリスがマイナス11.7%、スウェーデンがマイナス3.1%、EU全体がマイナス2%、フランスが0%、オーバーの国はスイスがプラスの0.7%、イタリアがプラスの7.2%、日本がプラスの9.5%、アメリカがプラスの13%、オーストラリアがプラスの18.2%、カナダがプラスの18.5%となっており、日本全体ではオーバーしておりますが、産業部門の4割を排出する鉄鋼では既に2002年度に90年比で6.9%減少させ目標をクリアしております。

2008年平成20年、温暖化ガス排出権「100兆円の市場」の国際取引が開始されるに当たり、日本でも昨年12月、環境省によるCO₂排出権模擬取引が行われ、41社が参加して1日3時間取引、3日間行われ、40万5,000トンの売買が成立しております。ことしの2月より産業省が実施する模擬取引には150社の企業と団体が参加すると公表されております。現在におけるCO₂を削減するにかかるコストは、日本で1トンで1ドル105円と計算すると125ドルで1万3,125円、欧州では35ドルで3,675円であり、3.6倍も高いと試算されているところであります。

14年9月議会で申しあげた北海道の下川町は町営林が4,300ヘクタールあり、50年林の人工林の場合1本当たり年間CO₂吸収量は平均で14キログラムと環境省と林野庁で試算しており、これに基づき計算すると4万5,000トンCO₂を吸収すると試算されております。今回の日本での模擬取引も1単位1トンで計算されており、イギリスで実際取引されているのも排出量1トンを1単位として取引されているようであります。1市2町でのCO₂吸収はどのようになっているのでしょうか。

茨城県ひたちなか市では、タクマと地元企業にてバイオパワー勝田という新会社を設立、19億円を投じ木質系バイオマス発電を行い、2006年度に3億5,000万円の売り上げ目標を発表しております。一方、日立造船も木質系バイオマス発電を岩手県衣川村から受注し、受注額は公表されていないが、同等規模の設備で構築費用は1億円弱に抑え、5月稼働を目標にしているとのことであります。

今回の1市2町の全体計画を見ると、金額で197億9,400万円で、寒河江市の計画を見てもこれができるはずらしいなと思うのですが、1市2町の特徴と欠点は何か、これからは自治体間の競争であり、生存をかけた自治運営をしなければならぬ状況だと思う一人であります。国の支援のもと金を使えるのは最後だと思うし、だから今回に必要なアクセスをしておこう、これも理解できますが、第一は欠点をどうするか、欠点のカバーが第一だと思うところであります。合併したらどうなるんだろうの心配を与えるのではなくて、明るいあすへの希望の持てる政策が必要だと思う一人であります。

2番のPFI方式による高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について、環境宣言都市、木質系バイオマス発電について市長の御見解をお伺いします。第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、バランスシートの問題でございます。バランスシートにつきましては、伊藤議員から何度か御質問いただき、御説明申しあげてまいりましたので詳細は省略させていただきますが、バランスシートいわゆる貸借対照表ですが、一般の企業のように利潤追求型と違いまして、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めているのが市町村だと思っております。また、現金の出納を記録する単式簿記を採用しており、地方自治体会計への採用には有効でないと言われておりますが、行政にも企業的感觉が求められている今日、資産と負債を算出し、将来にわたる負担などを明らかにし、財務状況を見通すには一定の効果はあるものと思っております。

御指摘のように、本市では平成12年度に国が全国の統一基準というものを示したことから、平成13年度に改めて作成し、以後毎年市報に公表しておるところでございます。西川町、朝日町においても作成しているようでございます。

これまで合併に当たっては、平成15年7月の任意合併協議会設立から、作業部会である専門部会において行政課題の調整を行いながら、その間8回にわたる協議会を開催いたしまして協議してきたところであります。その経過は、合併だよりによりまして広く関係住民に報告してきたところでございます。

しかし、関係住民の合併論議の中で、起債の借り入れ総額が合併の是非の一つの議論となっているとのことでありますが、総計予算主義をとっている自治体の予算は人口も多く、歳入の多い自治体は予算規模も大きくなるだろうし、それに伴い歳出予算も大きくなり、それに見合った投資事業費を実施するわけでございます。その結果、投資事業には起債を充当しますから、起債の額、借金の額はふえてきます。予算規模の大きい自治体は返済能力も大きいわけでございますから、借入額も大きいのはごく当然のことでございます。御指摘のとおりでございます。

このようなことから、予算規模の違う自治体同士の起債残高総額だけで一概に財政状況を論ずるのは的外れと言わなければならないと思います。確かにバランスシートは資産や負債の総額はもちろんのこと、これまでの世代によって既に負担された割合、将来返済しなければならない分の割合、また、1人当たりの資産、負債の額など1市2町が同じ条件で比較するには有効なものと言えます。

それで、御質問の普通会計の市・町1人当たりの借入金額でございますが、これは平成14年度決算の起債残高を人口で割った数値でございます。寒河江市が56万6,000円、西川町が107万2,000円、朝日町が77万3,000円となり、3市町の平均は66万1,000円となります。

次に、有形固定資産の合計、正味資産合計、1人当たり将来負担額であります。これは1市2町のバランスシートが整っておりますところの平成13年度決算がベースとなります。まず有形固定資産合計は寒河江市が538億3,097万2,000円、西川町は184億7,937万4,000円、朝日町は149億5,155万6,000円となっております。

次に、正味資産合計でございますが、寒河江市が307億3,794万3,000円、西川町が126億6,283万8,000円、朝日町は74億9,642万円となっております。

また、1人当たりの将来負担でございますが、これは御案内のように、負債合計を人口で割った数値でございます。寒河江市は59万9,000円、西川町は120万2,000円、朝日町は98万9,000円となりまして、平均は73万4,000円となります。

さらに、過去及び現世代と将来の負担比率では、これは負債合計を有形資産合計で割った数値でございます。寒河江市は48.3%、西川町は48.5%、朝日町は61.7%となり、平均では50.6%となります。この数値は低いほど将来負担が少ないこととなるわけでございます。合併した場合の数値は、現在の寒河江市の数値よりは寒河江として見れば若干状況は悪くなりますが、他町は逆によくなるということになります。

これらの数値を合併に活用すべきとの御提言につきましては、現在、西川町、朝日町とも地域座談会なりアンケート調査なりを実施し、法定協議会参加への最終結論を出すべく進めているところであり、法定協議会設立となりましたならば、これらの数値の活用も検討して、関係住民が安心して合併を迎えられるようにしてまいりたいと思っております。

次に、PFIによるところのIT活用でございます。合併実現のために高齢社会、過疎地対策としてのPFI方式に

よるIT活用についてでございます。

御案内のとおり、任意合併協議会を構成している寒河江市、西川町、朝日町の現状によりますと、西川町、朝日町は過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に指定されております。御案内かと思えます。このことは、中長期的な人口減少及び長期的な人口減少の結果としての高齢者の比率、若年者の比率と財政力の要件、財政力指数が基準より低く、過疎地域となっているようでございます。

合併の必要性は、これまでも申しあげましたとおり、地方分権下における地方自治体はみずからの判断と責任で少子高齢、環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化するところの行政課題に的確に対応していくことが求められており、効率的な基礎的な自治体でなければなりません。市町村の規模が大きくなれば、行政経費が割安になり、スケールメリットが働きます。市町村の規模が大きくなれば、固定経費が軽減され、割安なサービスが可能となります。市町村合併は住民の負担をふやさずに財源を捻出できる有力な手段でもあります。つまり、市町村合併は少子高齢対策の一つの大きな柱であり、有効な過疎対策としても機能するものと思われまます。

御質問の高齢社会、過疎地対策としてのPFI方式によるITの活用でございますが、PFIとは、御案内のように、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うところの新しい手法でございます。御指摘のように、平成11年7月に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定されたところでございます。

PFIの目的は、効率的な公共サービスの供給であります。最近では民間のイニシアチブを引き出し、民間需要を誘発して経済、地域の活性化に寄与する役割も大きいものと期待されております。国においては内閣府に民間資金等活用事業推進室、PFI推進室を設けてまして推進しているものでございます。現在は、PFIの適用分野も国、地方を問わず教育、医療、保育、介護、環境保全、交通、文化等広範にわたり事業が行われている実情でございます。中でも、議員がおっしゃっているように、北海道の西興部村では新しいネットワーク、光ファイバー網を整備して、高齢者福祉サービス、健康サービスなどを行っております。

御質問の合併に当たっての高齢社会、過疎地対策としてのPFIによるITの活用であります。PFIの効果としては、従来国や地方自治体が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対し新たな事業機会をもたらすものであり、民間において新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待されますので、PFIは合併する、しないにかかわらず大いに研究、勉強をして、PFIの導入により事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指さなければならないものと思っております。

次に、環境宣言都市、そして木質系バイオマス発電についての御質問がございました。

環境都市宣言は、一般的に行政、市民及び事業者が環境への配慮を行っていく際のよりどころとなる精神を明文化し、内外に向けての宣言をするものであると認識しております。国、地方においても地球温暖化の防止、循環型社会の形成等環境問題に取り組んでいるところでございます。

質問の合併とのかかわりでの環境宣言都市であります。1市2町の任意合併協議会では、市民憲章、市の花、木など、また各種宣言についての協定項目を慣行の取り扱いとして協議いたしました。

宣言においては、寒河江市では昭和57年に平和都市宣言、昭和62年に暴力のない明るい都市宣言、平成元年に暴走族追放都市宣言、平成6年にせせらぎ宣言を、また、朝日町では平成2年に地球にやさしい町宣言、平成6年には生涯教育・学習あさひ宣言を行っておりますが、協議の結果、各種宣言については新しい市において検討することとなりました。したがって、今行われている宣言も新たな宣言も含めまして新市において検討されるものであります。

木質系バイオマス発電のことでございますが、合併後どのように取り組むかは新市になったの課題であります。バイオマスは石油代替エネルギーとしての地球温暖化対策の上で大変注目されているほか、循環型社会の形成や新たな地域産業の創出などの点で非常に有用であると言われております。

国において、平成14年7月にバイオマス・ニッポン総合戦略骨子を定め、バイオマス利活用に向けた取り組みを行っております。山形県においても、平成15年3月に作成した山形県における環境関連産業の今後の展開方向において、バイオマス利用の総合推進をエコビジネス振興上の重点プロジェクトとして位置づけており、全庁的な連携体制のもと有効利用に向けた各種施策を展開することとされております。

本市においては、平成14年8月に民間事業者が本市内において、寒河江市森林エネルギー木質系バイオマス発電の事業を実施すべく、バイオマス発電所建設に関する要望書が提出されましたが、事業者において事業を断念された経緯が

ございます。

いずれにしましても、バイオマスは石油代替エネルギーとして、地球温暖化対策の上で大変注目されているほか、循環型社会の形成や新たな地域産業の創出といった点などでも非常に有効でありますし、山形県においても本県におけるバイオマスの有効利用方策の検討のため、山形県バイオマス総合利用検討委員会を設置して取り組んでおりますので、バイオマスというエネルギー施策については、寒河江市のみ、または合併後の新市のみで取り組むものではなく、全県的な課題として取り組むべきものと思っているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 2問に入らせていただきます。御回答ありがとうございます。

バイオマス発電ですが、寒河江市が一番借金がよくあるんだというようなものが、今、市長の計数で一番少ないんだということがわかりましたので、バランスシートの中で借金は一番少ないんだということがわかりただけのものと思っております。

ただ、逆に資産で見ますと、西川町が多いし、寒河江よりも朝日の方も多し。そんなことで資産から負債引けば1人当たり84万6,000円ぐらいになっているということで見ますと、まず合併する相手としてはお互いにいい点と悪い点があるので、まあまあそんな点でいくのかなというふうに思っています。

ただ、お願いしておきたいのは、今、公共施設などを受益して使っている我々、いわゆる現世代の方が、先ほども市長の計数で出ましたけれども、目標は70対30ぐらいが適当だろうというふうに言われているようです。といいますのは、1市2町の今後の12年対22年の合併を見ても、年少の人口の減りでいくと若い人たちは1.9%も減る。あるいは生産年齢も0.1%減る。逆に高齢者が1.9%ふえるというような予想も立てております。

今の現世代の負担と将来の子供さん、孫さんが負担をする比率では、朝日町において逆転しております。今の人よりも将来の人が負担を余計担っているというようなことになっています。そうするといろいろ心配だなというふうに思っております。今後の新しい市での執行上において、せめて65対35ぐらいの比率を頭に入れた市政執行をお願いしたいものだなというふうに思っております。

それから、PFI方式なんですけど、過疎地対策ということで研究、勉強なさるといふようなことで、木質系については県全体での考えだといふような回答のようでしたけれども、その辺が私と違うところでありまして、私は行政間の、自治体間の競争時代だと。そうすればその新しい市の特徴をつくっていかねばならない。そういう面で1市2町でものをすべきだといふふうに申しあげておる、それが若干ニュアンスが違うなというふうに思っています。

1市2町の所有者は関係なしで森林面積を調べましたら、5万4,157ヘクタールが1市2町にあるといふふうに言われております。CO2を削減する日本では1トン当たり1万3,125円と先ほど申しあげました。そうしますと、これで行きますと、50年の木が14キロ削減するといふような計算をしますと、この1市2町の、所有者別はいろいろあると思えますけれども、膨大な削減に貢献するんだなというふうに思っているところであります。

去る2月20日に、西川町の全議員と当市の合併検討特別委員会のメンバーとの懇談会が開催されましたけれども、1回目だから感じたのかもかもしれませんが、何か腹がまだ決まっていないなと、何か人任せだなというのが実感でありました。町民の皆さんがだれか何か言うとその言葉がひとり歩きをしてしまう、危険だなというふうに思っていました。

私個人の考えですが、一般の皆さんよりは合併についての判断資料、あるいは知識、そういうものは議員として議員をしているから多いんだらうと思っています。そして、市民のためにどうすべきか、市民の将来を考えて決断をする、こういうことは私は議員としての責務だといふふうに思っております。

市民のニーズは今の時代は多様多種でございますので、アンケートをとるといふのは一面では危険ではないのかなというふうに思っております。そんな合併の懇談会したところで、今は、合併実現はなかなか難しい一面を持っているなというふうに思いますし、大変でしょうけれども、これをまとめるのは佐藤市長以外にいないのではないかなというふうに思っているところです。ただ、私から見ますと、ちょっとまだ機が熟していないのかなという感じにとらえております。

新聞紙上での理解ですが、合併は17年3月まで調印さえすれば、18年3月まで実行すれば、特例債などのものもすべて有効だといふふうに新聞紙上で理解しています。そんなことを考えますと、まだちょっともう少し話し合いといひますが、お互いの欠点などをさらけ出して話し合うのが必要なのではないかなというふうに思っております。この合併は将来を左右するような大きな問題でありますし、もう少し時間をかけてゆっくり話し合った方がいいのではないかなというふうに思っているところであります。

市長、大変でしょうけれども、市民のためにも一段と御努力を願って、新しい市のかじ取りをしてもらいたいなというふうに重ねてお願いしておきます。

時間もありませんので、要望を申しあげて私の質問を終わらせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどの答弁の中で、過去及び現世代との将来負担比率の平均を、寒河江市の場合、平均で60.6%と申しあげましたけれども、50.6%でございますので訂正いたさせていただきます。

それから、御案内のように、御指摘もございましたけれども、西川、朝日は少子高齢化が非常に進んでおりまして、県下第1なわけでございますし、それでどう対応していくかということがやはり大きな課題でございますし、合併という中での対応していくというようなことが、これは必要なことだろうと思っております。

将来にわたっての負担というものを子供たちに、子々孫々に残していくというようなことが大変気の重い話になると、このように思っておりますが、それを先ほども答弁申しあげましたように、財政だけの問題でない、やはり少子高齢社会の対応というものも合併の大きな一因になっているんだというようなことをみんなが自覚しなくてはならないものだと、このように思っております。

それから、PFIのことでございますけれども、新しい市になってだけではなくて、先ほども申しあげましたように、現在の市町の中でもやっぱり取り上げる事業がどうあるか、あるいは民間の方でどう起していただけるかと、こういうようなことも話をしたり勉強したり協議をしたりということに進まなくてはならないことだと思っております。

議員はまた西川町の議員との話し合いで感じたことを申しあげましたけれども、現在、アンケート用紙の配布、あるいはそして回収ということに進んでいけると、このように思っておりますが、私といたしましてはやはり現状をじっくり眺めて、そして将来自立していかれるかどうか、あるいは合併の道ということを選ばざるを得ないのかというようなことを、じっくり考えてもらわなくてはならないことだろうと思っております。

今回の16年度の予算編成に当たりまして、いずれの市町村も三位一体のありたいと思いますか、交付税が削減されたことに伴い、非常に厳しい予算編成を行ったと、このように思っておりますが、これが16年度はもちろん17年度以降になって、これは続くと思ってそれをどう乗り切るかということは、やはりこれは首長として、あるいは議会人として、そしてまた住民の方々にも真剣になって考えてもらわなくてはならないことだろうと思っております。議員がおっしゃるように、ただ人任せのようなつもりで、何とかやっていけるようだから合併などしない方がいいというふうな安易な考えでなくて、自分自身の問題としてそれぞれの立場にある方々、そして住民一人一人もそれに向けて判断をしてもらわなければならないことかなと、このように思っております。以上です。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、いろいろな方から私自身に寄せられた質問や提言をもとに、掲げました事項に従い順次質問をしてまいります。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最初の教職員の駐車場の考え方についてであります。

ここ近年、都市部の小学校で学校内に突然侵入してきた人たちによる凶悪な事件が頻発しております。そのような事件が起きること自体が、私自身はもちろんほとんどの方々も予想だにできなかった事件だと思っております。この一つの事件をきっかけに、連続して似たような事件が起きる社会現象が続いております。残念なことでありますけれども、その防止策としてでき得る限り努力されていることは十分承知をしております。モニターテレビの設置や防犯ベルの設置など、さまざま学校内でも対策が立てられております。子供たちを守るさまざまな手段を講じられていることに対し感謝しております。

不法に侵入してくる人たちは、思いもかけない方法で突然、いつ、どのように侵入してくるかがわからないところに恐ろしい事態が発生するのではないかと考えております。このような事件を未然に防ぐ方法の一つとして、私に寄せられた対策が次のようなものであります。

現在は、自家用の自動車が大変普及しております。今までは、遠距離から通勤する先生方は、公共の交通機関を利用して勤務してこられたのが普通でした。学校近くのバス停や最寄りの駅から子供たちと一緒に通うのが当たり前でした。このようなことにより、父兄や近所の人たちと交わされる会釈や会話が自然にあり、学校の先生であることが近所の人たちも自然とわかるような時代でありました。現在では、学校に自動車で行き通って勤務するのが普通になってしまい、先生方と近所の人たちの触れ合う機会が減り、先生方を地域の人たちが識別できなくなってしまいました。ある面では地域から学校が閉鎖された空間になってしまったのではないかと思います。

このようなことから、先生方も大変だと思いますが、学校から少し離れたところに先生方の専用の駐車場を確保し、そこから徒歩で子供たちと一緒に通勤するというようなことは教育委員会の指導ではできないものではないでしょうか。このことにより具体的にどのような成果が期待できるかわかりませんが、先生方が地域と密着することにより教育現場と地域と子供たちを一緒にはぐくんでいる実感がわいてくるのではないかと考えますが、教育長のお考えを伺います。

次に、2問目の中学生の弁当と食事の実態調査について伺います。この質問は、12月議会での延長として質問させていただきます。

前回は成長期における食事の摂取について意見を述べ、実態を把握する必要性を考え、調査について質問をさせていただきました。答弁では調査を行わないという方針でした。議会だよりでは「弁当の中身を個々に調べるような調査を行う考えはありません」と記載されておりました。私の言葉が足りず、質問の真意がよく伝わっておりませんでしたので、再度質問を行わせていただきます。

弁当も含めてですが、常日ごろの生活の実態調査と考えて質問いたしました。調査の方法はいろいろと考えられるものと思いますが、専門機関と連携して、設問事項などモデル的なものを参考に簡易な調査をぜひ実行していただきたいのです。個々の弁当の中身を取り上げ、1食のみの調査をしても、現在の中学生の食事情を把握できるとは私自身思っておりません。私の望んでいるのは、将来を担う子供たちが、健康で健全な成人になるための基礎をつくる時代の子供たちに、より完全な食事提供をするのが大人の務めと考えているからであります。教育委員会の御所見を伺いまして第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 学校教育について、教職員の駐車場の考え方についてお答えします。

まず、教職員の通勤の状況についてですが、現在、小・中学校のほとんどの教職員が学校の通学区域外から自家用車で通勤しております。その駐車場については学校によって差はありますが、各学校の敷地の中で対応しておりますので、改めて学校以外の場所へ分散して駐車場の確保することは考えておりません。また、教職員は、学校で児童・生徒を迎えたり、授業の準備や校務処理に加え、授業の開始前に教職員相互の打ち合わせなどにも必要な機会が多いことから、子供たちと一緒に登校するというはこの面からも困難であると思われま

す。現在、本市のすべての小・中学校では、開かれた学校づくりを目指して活動しており、地域の方々の広報活動を充実したり、機会あるごとに地域の方々を学校に招く授業や行事が活発に行われております。特に、本市独自の事業として実施しております特色ある学校づくりは、総合的な学習を初め各教科の学習を教室内の学習にとどまらず、地域に出かけたり、地域の人材を学校に招いて交流しながら学習を行うなど、地域との交流をより重視した教育活動が積極的に行われているところであります。

中でも、授業の中で子供たちが調査や学習をした内容について、先生と生徒が一緒になって地域の方々にお集まりを呼びかけ、フローラのホールを使って発表した学校も複数ありましたし、地域の方々から指導を受けてつくった梅干しを、チェリーランドで販売活動を行った学校もあるなど、子供たちのみならず先生方も地域と触れ合い、交流しようとする取り組みは従来にも増して進んでいると考えているところであります。

また、地域へのお知らせなどについては、学区内の全世帯を対象に行われており、教職員の紹介についても学校に導入している情報機器を活用して写真などを掲載した紙面づくりなどの工夫を行っておりますので、地域への周知活動はより充実してきていると思っております。

したがって、各校とも工夫を凝らしながら開かれた学校づくりに努めており、また、安全・安心な学校づくりを進めるためにも今後とも地域との交流、連携を進めていく考えでありますので御理解いただきたいと思

次に、中学生の食生活に関する調査などについてお答えします。

教育委員会では、平成12年度に食と健康に関する検討委員会を設け、児童・生徒の食生活に関する諮問を行いました。その後、検討委員会では、児童・生徒全員にアンケートを実施し、食の実態と状況の把握に努めております。そのアンケートに基づき、食と健康に関する今後の指導のあり方についての提言が出されたのを受け、教育委員会では教諭のみならず保護者の方々を対象に報告や指導に努め、母親委員会などとも連携して、学校だけでなく家庭も対象として望まれる食生活についてその指導と啓発に努めてまいりました。

また、小・中学校において毎年「心を育む学校給食週間」を設けておりますが、市内の3中学校ではそれぞれ独自の活動目標と期間を設定し、食と健康に関する取り組みをしております。それらの取り組みの1例を報告申し上げますと、平成14年度には各中学校が養護教諭や学校栄養士の指導を受けながら食生活の実態に関するアンケートや調査を実施しております。ある中学校が行った弁当メニュー調査では、かむ力の大切さを認識するため、各自の弁当について歯ごたえとおかずの記録調査を1週間にわたって行い、食物とかむ力、自分の生活と照らし合わせた食生活の改善や食生活に関する学習が行われたところです。

また、献立づくりから実際の弁当づくり活動を実施し、自分でつくってみて、いつも赤・黄・緑のグループが弁当にあったことに気づいた、栄養のことを考えてつくるのは大変など、家庭で自分で弁当を詰めたりおかずをつくっての食生活の実感や感想の集約活動なども行われております。

このように、それぞれの生徒が自分の食生活を見詰め直すとともに、母と一緒に弁当をつくって会話も弾んで楽しかった、今まで何げなく食べていた弁当や食事は家族の人がつくってくれるから食べられるということをすごく思いましたなど、家族との交流や感謝の気持ちなどが醸成されているところであります。

平成15年度では、食物の消化吸収とかむ回数の学習活動として、食事に費やす時間調査を行った学校もあり、また、歯並び、かみ合わせと食生活のかかわりを生徒自身に再認識させるため、全校生を対象とした食生活アンケートなども取り組まれております。

御質問の食生活の実態調査ということでございますが、ただいま説明申しあげたように、各中学校が各校のテーマを設定しながら多様な調査を行い、中学生みずからが食や健康に関する学習活動を行っております。そこで、教育委員会としては、改めて弁当や食事の実態調査を行う考えはございません。以上であります。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 答弁ありがとうございました。

駐車場、そういうようなことをする考えはないというお答えでしたけれども、一般市民の感覚としては、学校で先生方のそういうふうな状況も十分把握しているわけですしけれども、望むならば、そういうふうな考えでぜひ先生方とかPTAとか、それから学校が始まっております学校運営委員会での検討とか、こういうふうな議題が議会で出たと、だから皆さんこういうふうな考えはいかがでしょうかというような話し合いなどぜひ持っていただきたい。

PTAなども、地域社会での学校の先生方の社会参加なども非常に学校で力を入れているようではありますが、実態としてなかなか学校の先生方も地域の事業に参加して下さる先生が、実際問題として余り多くないように感じておりますので、ぜひお願いいたします。問題が起きてからいろいろ対策は練られるわけですが、そのような事故が起きる前の社会風潮といえますか、そういうようなものをやっぱり地域全体として涵養しておく必要があるのではないかという、私は私に対する提案がそういうふうなものだったと感じておりまして、ここで質問させていただきました。

私に対する質問は、提案というか、そういうふうな人はどちらかという年代の高い人でして、昔のことを懐かしく思ってそういうふうな提案してくれたと思いますけれども、時代にそぐわない、先生方も仕事がたくさんある、ワープロとかパソコンとか学校に持っていくものも非常に重いものが多い、そういうふうな事情もよくわかっておりまして質問したわけです。質問でも言いましたように、このことがあったから社会がどう変わる、学校がどう変わる、学校が安全になったという私の提案の保証は一言もありませんけれども、地域全体で地域をはぐくんでいく、そういうふうな風潮づくりが私は非常に重要だと思っていますので質問させていただきました。

非常に提案がけられて残念ですが、ぜひ何かの機会にぜひ検討をしていただきたい。これから寒河江市にもフローラの駐車場とか、それから駅前の駐車場とか、それからハートフルの駐車場とか、公共用地の駐車場が確保されております。そういうふうなところに、例えばフローラの駐車場の片隅に、ここが陵東中学校の専用の先生方の駐車場ですよ、ここから先生方が通って下さるんですよというようなことが書かれていただけても、私は地域に対する貢献度というのは非常に高いものと信じておりましたので質問させていただきました。

非常に残念ですが、もう一度、再度何かの機会に教育懇談会とか、学校の運営委員会とか、そういうようなものでぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

それから、中学校の食事の調査ですが、さまざま学校の方で授業として、あるいは学校側の取り組みとしてさまざまな事業が調査をされていることがわかりました。でも、そういうような調査が私たちの手元には届いておりませんし、どのような結果になっているかほとんどわかりません。それが私たちがこれからの行政に対する、それから学校給食に対する考え方とか、そういうようなものも私たちの考えるものの指標には全然役立っておりませんので、そういうものを私たちの手元に届くような方策をぜひ練っていただきたい。

それから私は、調査をしていただきたい、調査をしていただきたいというのは、現状をよく把握して、その判断の上で立って物事を決めるのが私は順序だと思っています。私は、今の現状で、子供たちが満足な母体の形成とか、成人になるための形成とか、今の食事の、普通の日常の家庭の食事状況をさまざまな機会に知ってまいりました。皆さんよりも私はそういうふうなものにかけてはいろいろ研究しているつもりですが、その結果、私は学校給食を、中学校の給食を1食でもバランスのとれた、人体形成に必要なものを含んだものをぜひ食べさせていただきたいという願いから発言しているわけです。

ですから、日常の、毎日の食事の実態を公表するとか調べるとかというようなものの以前に、現状の子供たちの置かれている食生活の現状を教育委員会ではどういうふうな判断をしているのか、非常に広範で難しいと思いますけれども、その辺を参考にしてこれからの施策に役立てることが私は将来地域社会を担う子供たちのために親がしてやれる最大のものだと思います。今、新聞紙上、一般社会ではそういうようなことが非常に欠落しているという現状が報じられております。そういうふうなことを踏まえて、私は実態を見る、それから行動を起こす、そういうふうな手順をぜひとっていた

だきたい。

ただ、私は、がむしゃらに現状を見る、現状を見るというのではなくて、現在置かれている子供たちのことを真摯に考えているからこそこの場をおかりして発言しているわけです。私は、子供たちが本当に未来を担う子供たちに進んでいるとは、安心して私たちは任せられるような状況に来ていないと、私自身判断しているからこういうふうになるんですけども、皆さんとは非常に考え方、把握の仕方が違うようですけども、素人の私が何言っているんだと言われるかもしれませんが、ぜひ現状を真摯に見ていただきたいと思います。2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教職員の駐車場について、いろいろ松田議員の御心配はよくわかります。我々もこれを、そのことをいろいろ心配しながら今いろいろな行動をとっているわけで、松田議員の意図を十分達せられるようなことを考えながら、駐車場を直接こうするということは今現在のところ考えておりませんけれども、松田議員の心配になっている、その提案した理由、それをよく考えながら我々もこれからいろいろなことをしていきたいというふうに思っております。

それから、食事に関してですが、食に関してもう我々は十分実態を把握した上でというふうな施策をしてほしいということですが、我々も生徒の食事については十分把握に努めておりますし、いろいろなことの手配がないようにということで、現在ではどの方法が一番いいかというふうなことで施策をしているつもりですので御理解いただきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 駐車場については、いろいろな面でよく御検討願いたいと思います。

給食の、食事の調査については、私はぜひもう少し広範囲に考えていただきたいと思います。

それから、今、国を挙げて子育て支援、子供の居場所づくりとかいろいろ新しい施策がとられているわけですが、そういうような観点から、子供たちを支援する一つの根幹には新しく子供を産むというか、そういうふうなことももちろん大切だと思いますけれども、現在成長段階にある子供たちをどのように成長の支援をするかという考えも十分考慮してくださっているとは思いますが、家庭崩壊、学習面での成果はよくわかりますけれども、実際行われている家庭内のそういうふうな非常に寂しい状況を考えますと、家庭教育の充実をこれからも引き続き、より一層進めていっていただきたいと、そういうようなことを、考えを発表して終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 子育てのことについてもお話ございました。確かに食については、殊に中学生という心身ともに自分を確立していく時期において、その大切さということで、子供たちが、先ほど委員長が御報告を申しあげたように、お答え申しあげたように、彼らの目で、彼らの体で活動しようとしております。

これは「食生活を考えよう中学校版」というパンフレットが文科省から出ておりますけれども、これは前の議会にも御説明させていただきました。その精神は、食に対する正しい知識を身につけ、将来にわたって自分の健康を考える、そして自分で判断して食事をとれる、そういう自己管理能力を育成することが基本なんだというふうにとらえております。これは、本当にどんな時代においても変わらない私は真理だろうというふうに思っております。

弁当のおかずが何だか、自分たちが毎日食べている食事がどういうもの、食材なのかということを通り越して、本来私たちがあるべきものを忘れていたように思う「かむ」ということ、そのことがどう健康にかかわってくるのかというところまで深めて今掘り起こそうとしているわけでありまして。私はこの子供たちの芽を非常にとうといものと思ひますし、大切にしていきたい、こういうのが基本的な考えであります。

その次に、確かに家庭教育ということは、前にも私何回か、私が多分何回か定例会で申しあげました。非常に大切だと思います。今、これに真剣に取り組まなければならない時期、これは前から言われていることですが、非常に大変なことですが、大変でどこを切り口にするかということ、このことが我々お互いに知恵を出し合いながら、これは学校だから、これは地域だから、これは家庭だからというふうな分け方ではなくて、お互いに知恵を出し合いながら、切り口を探しながら、お互いに知恵を出し合う、そういう時期だろうというふうに思います。

幸い、私方は寒河江市の社会教育も含めながら地域でのさまざまな活動、それから地域の大人たちが学校の子供たちに一生懸命かかわってくれようとしている。学校も学校の持っている情報やお願いを地域にどんどん出していこうとしている。これが開かれた学校の基本的な姿というふうにとらえています。そういう切り口が一つあります。もっともっとあります。地域にもその切り口が出てきています。これを大切にしていきたい、こういうふうに基本的に考えています。御支援お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤陽子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、16番佐藤陽子議員。

〔16番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 私は、日本共産党とこの問題に関心を寄せている多くの市民を代表し、通告順に質問をいたします。市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、医療行政について伺います。

病院経営がうまくいくかどうかの大きな要因に充実した診療体制があります。中でも優秀な医師の確保は最大の課題です。市立病院においても、過去に膨大な累積赤字のため廃業もやむなしといった深刻な状態に陥ったことがあります。しかし、そうした事態を回避して現在の状態まで経営を建て直したのは、優秀な医師の確保とともに病院長を中心とする病院関係職員の並々ならぬ努力と研さんがあればこそと思います。この間、医師の確保に奔走された市長の努力にも敬意を表するところです。

今、病院経営はこういった努力にもかかわらず、診療報酬の改定や入院日数が長期化すれば医療点数が引き下げられるなど、一層厳しい運営を強いられています。こうした中で、市立病院は市民の要望にこたえるべく待ち時間の解消や診療体制の充実に力を入れてきました。また、山大の医局より優秀な内科医を派遣してもらい、内科の診療を3診体制にしたり、夜間救急患者の受け入れなど地域医療の中核病院としての大きな役割を果たしてきたことは皆の認めるところであります。

ところで、その病院改革の牽引者となってこられた佐藤病院長が退職されると聞いていますが、その後任の医師の確保はできているのかお伺いいたします。

新聞報道によれば、全国的に医師が不足しており、地域別に見て東北地方の医師不足は最も高い割合を占めていると言われております。地方にある自治体病院や過疎地での医師の確保は至難のことと言われ、実際には勤務していないにもかかわらず名義だけを借りる名義借りや、医師を派遣してもらうために大学病院へ多額の研究費を支払っていたといったことなどが明らかにされ、医師確保をめぐる血みどろの争奪戦が繰り広げられていることがうかがえます。

このような状況の中、ことし4月から新人医師に臨床研修が義務づけられたために、大学病院側が医師不足になり、医師派遣が次々と打ち切られていると新聞にも報道されています。寒河江市においては、山大医学部から医師を派遣してもらっていますが、医師派遣はできない、あるいは派遣医を引き揚げるといった話はあるのかどうかお伺いいたします。

今後、市立病院整備計画の中で、住民の要望に沿ったさらに充実した医療体制にしていくために、医師の確保は最重点課題と思いますが、市立病院における医師確保の見通しはどうかお伺いいたします。

次に、任意合併協議会における自治体病院に対する考え方について伺いたいと思います。

1市2町による任意合併協議会が8回にわたり開催され、26の協定項目について協議され、その内容は協定素案としてまとめられました。その中で、病院については現在の市立病院、町立病院、診療所は現行のとおり新市に引き継ぐとなっております。住民が住み続けられる条件として病院、学校、交通機関が上げられますが、住民の身近なところにこれらの機関が整っていることで私たちは安心して住むことができるのだと思います。合併を前提とした協議会で病院、診療所はそのまま新市へ引き継ぐこととしたことは、住民の立場からすれば当然のことです。しかし、合併協定素案の調整方針によれば、当面、現行のとおり新市に引き継ぐというものであり、合併後速やかに病院の健全経営を踏まえた運営にかかる長期計画を策定するとなっております。

ことしに入って朝日町、西川町では、合併について地域ごとの座談会が開かれていますが、この中で出される話に病院の話があるそうです。合併したら病院は寒河江市に持っていかれて、今までの町立病院は診療所になるか、あるいはなくされてしまうのではないかと、こういった不安や心配が出されているそうです。実際、現状は行財政改革の名のもとに公立病院の統廃合や国立療養所が独立行政法人に組織がえされたりと、不採算部門の切り捨てが容赦なく行われています。こ

のような状態の中で、旧市町にそれぞれ自治体病院を置くことが認められるのか非常に不安が残る問題です。

当面と期間を区切っていることは、合併当初だけということで、その後は中心部にある市立病院に統合し、町立病院は診療所にしていくということになってしまおうのではないかと危惧されますが、協定素案の中での調整とはどのような方向を示しているのかお伺いいたします。

次に、病院整備計画の今後についてお伺いいたします。

市立病院の整備計画については、これまでたくさんの同僚議員が早期計画と実施を求めて質問に立っておりますが、計画が先送りされるなど遅々として進まないのが現状です。平成14年12月議会で私も同じテーマの質問をしております。市立病院の病床利用計画について、市長は「平成13年3月に医療法が改正され、市立病院も病床も一般病床にするか療養病床にするかを決めて、平成15年8月31日まで県に提出しなければならない。どちらにするかはなかなか難しい選択で、今、病床計画検討委員会を設置し検討している。これらを踏まえて検討していく」と答弁されています。その後の報告によれば、市立病院が選択したのは一般病床という区分だそうですが、これまでどおり急性期の病床と慢性期の病床が混在した利用となっているとのことでした。

市立病院の整備計画について、平成14年12月議会の私の質問に、市長は「平成15年度に医療需要調査、平成16年度には病院機能調査を行い、着実なプロセスを経てから平成17年度に基本計画の策定にかかる」と答弁されていますが、医療需要調査はされているのかどうか。されているとすればどのような調査結果が出されたのかお伺いします。

また、今、1市2町の合併問題が論議されておりますが、その動向によって整備計画の変更もあり得るのかどうか。また、国が財政難を理由に交付税の削減や財源対策債の枠の縮小、補助金削減など次々と押しつけている現状からすれば、当初予定していた計画や多くの患者の願いである人工透析の設備などが実現しなくなるのではないかといった不安や心配が広がっていくのですが、整備計画の今後の見通しと、いかにして市民が望んでいる命と健康を守るとりでの市立病院に整備をしていくのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

子供の数が減り続けているにもかかわらず、保育所に入所を希望する人がふえています。女性の社会参加が進んだからといえば格好よく聞こえますが、現実には母子家庭の増加や子供を預けてでも働かなければ家計がやりくりできないといった厳しい経済情勢も背景になっていると思われます。都市部では、保育所に入れないう待機児童が増大し、大きな社会問題になっていることが報道されていましたが、寒河江市ではそんなことはないだろうと思っていました。

ところが、厚生労働省がその対策として入所定員を125%まで広げてもよいという緩和措置をとったことで、寒河江市においても保育所への入所希望者が一気にふえることとなりました。その結果、希望する保育所に入れないう、急遽職員室を保育室にするなどさまざまな弊害が起きたりもしました。さらに施設を改善しないままに入所定員だけをふやすというのでは、子供たちにとっても保育士にとっても好ましい環境とは言えません。

これまで寒河江市では、保護者のニーズにこたえて延長保育や障害児保育、一時預かり保育など子育て支援に力を入れてきたことは周知のとおりです。今議会にはたかまつ保育所を増改築して定員を60名から90名に改める、さらに乳幼児保育を実施する提案がされていますが、その経過と内容についてお伺いいたします。その際、民間の乳幼児施設との競合が問題になるのではないかと心配されますが、どのように考えておられるのか伺います。

ところで、寒河江市が子育て支援に力を入れ、新たな展開をしようとしている矢先、平成16年度予算から保育所運営に出されていた国県の負担金がなくされてしまいました。このことは、寒河江市のみならずこの自治体の保育運営にとっても大変な痛手だと思います。これまで国は、保護者が自分の希望する保育所を選べるように、措置制度を廃止し、保育所と保護者が自由に契約できるようにしました。選びやすくなったという反面、国の責任をなくしていこうとするのが目的です。小泉内閣の三位一体の改革は、教育や福祉に大なたを振るい、国からの予算を削減しています。

寒河江市の平成16年度予算には、国からの地方交付税が前年度より6.6%削減され、交付税の肩がわりとして認められてきた臨時財政対策債も大幅に抑制されるなど、大変厳しい状況となっています。それに輪をかけて今年度から保育所運営費として国県から出されていた負担金1億円がカットされるなど大変厳しい状況になっております。

国は財政難を理由に、次々と地方への財源の切り捨てをしてきていますが、寒河江市がこれまで築いてきた保育行政を守りつつ、さらに充実した保育をしていくために、どのようなことを考えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

一つには、国や県からの運営費が削減されて、市単独の持ち出しが多くなれば保育料にはね返ることになるのではないかと尋ねいたします。

二つ、厚生労働省が保育所待機児童の緩和措置として125%までの入所を認めていますが、施設を改善しないまま定員オーバーの子供を保育することは、子供たちの心身にとっても保育所の職場環境としても好ましいものではありません。老朽化、あるいは狭くなった施設の改善をどのようにしていくのかお尋ねいたします。

三つ目に、合併協議会素案によれば、1市2町の保育料に大きな開きがあり、当面はそのままの状態で推移するとしていますが、その後の見通しはどうか。寒河江市に合わせるとなると大幅な値上げになるのではないかとお尋ねいたします。

以上、お尋ねをいたしまして第1問といたします。市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、市立病院の医師確保についてお答え申し上げます。

市立病院については、昭和25年に22床の寒河江町外2カ村国民健康保険団体連合会病院として開設されて以来50有余年を数え、その時代時代の医療需要にこたえるために、診療機能や診療体制の整備が図られてきたところでございます。昭和48年には現在地に病院を新築し、寒河江市立病院と名称を変更し、60床の病院として再スタートを切りましたが、経営不振の状態が続いたことから、昭和62年に病院整備計画を策定いたしまして、平成元年から平成4年にかけて増改築工事を実施し、平成4年からは160床の病院として診療を開始しました。

増改築前の平成元年度の受診者数は6万5,000人でしたが、平成14年度の受診者数は14万8,000人と2.3倍にふえるなど、増改築後の市立病院は市民の皆様方の御理解や診療スタッフの努力などにより、地域医療を担う存在になってきたと感じているところでございます。こうした中で、診療体制の牽引者である医師の確保、特に常勤医師を確保することは難しく、常に大きな課題でありました。幸いにも昭和48年に開設された山形大学医学部の協力と理解を得られる環境が平成に入るころに整いつつあり、平成3年に第二内科教授を退官された故石川 誠先生が院長に就任されるなど、寒河江市の強い要請にこたえ、現在の派遣の仕組みが定着し、その後市の要請により徐々に増員が図られ、10名を超える常勤医師体制を確立してきたところでございます。

現在の佐藤院長については、故石川院長の後を受けて平成5年7月に院長に就任以来、増改築後の診療機能及び経営基盤の構築に全力を傾注し、市立病院を今日の姿まで育て上げていただいたことについて深く感謝しているところでございます。佐藤院長は、残念ながら独立開業のために退職なされるとのことでございます。院長退職に係る医師の確保等については、1月中に数度山形大学医学部を訪問し、要請活動を行ってきたところ、平成16年度中には確保できる感触を得ているところでございます。

それから、新たな臨床研修制度の実施に伴う影響があるかどうかということでございます。新たな臨床研修制度は、医師が医師としての基盤形成の時期に患者を全人的に診ることができる能力などを修得するために、卒業後2年間の臨床研修を義務づけるもので、医師の専門分化の進み過ぎを反省し、プライマリーケア、初期的な全人的診療でございますが、の重要性の再認識と、医師の人格的涵養などが目的とされているようでございます。平成12年の医師法の改正などを経まして、平成16年、今年4月1日から実施されるものでございます。

この新たな臨床研修の義務化は、大学の医学部による関連病院からの医師引き揚げや派遣停止などをもたらし、ひいては地域の医療機関の診療体制に支障を生ずるという指摘や報道がなされているところであります。山形大学医学部においても新たな臨床研修制度の実施に伴うさまざまな課題はあるものと思われませんが、これまで市立病院の医師に関して引き揚げや派遣停止などの申し出はなく、今のところ市立病院の診療体制に直接的な影響はないと感じているところでございます。

医師確保の今後の見通しについてでございますが、今申しあげましたとおり、新たな臨床研修制度の発足による2年間の空白など、医師確保はますます困難の度合いが増すものと思われませんが、高齢社会の到来による疾病構造の変化などにより、市立病院の診療機能の充実は一段と強く求められておりますので、その根幹となる医師の確保のために山形大学への要請を初め、さまざまな手だてを講じてまいりたいと考えているところでございます。

それから、任意合併協議会の協定素案とのかかわりの御質問がございました。

確かに西川町、朝日町においても自治体病院は地域住民の健康で安心な生活に大きく寄与しているものと思われ、住民にとって合併を判断する上で病院の取扱いには大きな課題となるものと認識しております。そこで、合併に当たったの病院の取扱いについては、任意合併協議会における協議の前に、1市2町の首長と院長による協議も行ったところでございます。

申しあげるまでもなく、自治体病院は地方公営企業法が一部適用され、その運営に要する経費は病院の経営に伴う収入

をもって充てなければならぬと規定されており、経営の基本原則として常に企業の経済性を発揮しなければならないものでございます。自治体病院が大幅な赤字を抱えれば、病院の廃止という事態を招き、地域医療に大きな影響を及ぼすことになりかねないということもございます。このことから、病院の運営に当たっては、常に収支のバランスのとれた健全経営を目指していかなければならないものでございます。

御質問の、調整はどのような方向を示しているのかということでございますけれども、御案内かと思えますけれども、任意合併協議会における調整方針としましては、これらのことを踏まえ、市立病院、町立病院、診療所については当面現行のとおり新市に引き継ぐ、また住民が安心して診療を受けられるよう地域医療体制の充実を図る、高齢化の進展や地域の実情を考慮し、病院の健全経営を踏まえた運営に係る長期計画を合併後速やかに策定するとしたところでございます。したがって、1市2町の現存する病院は、当面現行のとおりとしながらも、合併後において地域の実情を考慮しつつ、病院の健全経営を踏まえた長期計画を策定することとしたものでございます。

それから、病院の整備計画についてのお尋ねもございました。

ただいま申しあげましたとおり、現在の市立病院の施設と診療体制の基本的な枠組みは、平成4年度に整い、その後逐次整備を図り、今日に至っているものでございます。

特にここ数年は、現代の医療のレベルアップに不可欠な医療機器などの充実を主眼に整備を進めてきたところでございます。平成11年度のMRIやヘリカルCT、翌12年度の乳房エックス線撮影装置は、診療各科における画像診断で著しい効果を上げてまいりましたし、脳卒中の予防検診、乳がん検診など検診事業にも広く活用されております。また、平成13年、オーダリングシステムを含む医療情報システムの構築については、迅速なデータ伝達により、診療後の待ち時間の短縮や検査結果のスピーディーな伝達と蓄積、入院や食事に関する指示伝達や集計等々に効果を発揮いたしまして、医療サービスの向上や病院業務の効率化が図られておるところでございます。今年度については、エックス線テレビシステムを更新しましたが、これは診療・治療の向上に大きな役割を果たしているところでございます。

また、ソフト面に関しましては、医療法改正に伴う病床区分変更の検討に際し、今後の医療需要や病床利用のあり方などについて研究、整理を行うとともに、当面は一般病床を選択する結論を得まして届け出を行ったところでございます。

市立病院では、昭和48年に竣工した管理棟など旧館部分が30年を経過し、老朽化やスペースの狭さなど施設面での課題を抱えていますし、急速な高齢社会の到来による疾病構造の変化などへの対応や、診療科の新設などの要望が寄せられているところでございます。

一方、年々増大する医療費抑制策としての診療報酬の引き下げなど、病院経営を取り巻く環境も一段と厳しさを増しているところでございます。

これらのことから、平成15年、昨年11月26日に開催されました全員協議会において、第4次寒河江市振興計画・実施計画を提示し、市立病院の整備については平成17年度に基本計画を策定し、平成18年度に基本設計を実施することとしたところでございます。しかし、医療を取り巻く環境が流動的であることや、国の三位一体改革による地方交付税などの大幅な減額などによりまして、極めて厳しい財政状況に陥るなど自治体を取り巻く環境も激変しており、考慮すべき諸条件を踏まえながら、今後の方向を考えなければならないと思っているところでございます。

次に、保育行政の何点かの御質問がございました。お答えいたします。

本市では、寒河江子どもプランに基づいて、安心して子供を産み育てられる社会基盤を確立するため、保育サービスの充実を初め、子育て世代の安心づくりにつながる多くの施策を推進してまいりました。

このような中で、乳児保育の実施、充実は本市の保育行政の課題であり懸案事項でございました。乳児保育は、市民の要請はもとより議会においても質問をいただき議論されてきたところであり、1・2歳児の低年齢児の保育児童数の状況から、既存の保育施設のままの乳児保育の実施は難しいと判断いたしまして見送ってきた経緯があることは御承知かと思います。

しかし、昭和46年から主に本市の西部地区の幼児教育に貢献されてきた高松幼稚園が16年3月末、今月末をもって閉園されることに伴う保育需要の増加に対応するために、この16年度の当初予算に国の補助制度を活用し、たかまつ保育所の

保育室などの増築とあわせ、既存施設の大規模改修に要する費用を計上したところでございます。

この際、これまで課題とされてきました1・2歳児の保育室と乳児保育室の独立化が可能であり、それぞれの安全な保育環境を整え、乳児保育を実施することとしたものでございます。乳児の保育定員は5名を予定しており、産休明けの2カ月児からの受け入れを予定しております。

次に、乳児保育実施に伴う認可外保育施設の関係でございますが、本市ではこれまでも認可保育所である市立保育所が、公共サービス機関としての役割と市民の多様化するニーズにこたえられる保育サービスの提供を使命に、保育サービスの充実とともに待機児童を出さない保育児童の受け入れに努めてきたところでございます。子育て世代が、安心して子供を産み育てられる環境づくりは行政の重要な課題であり、乳児保育の実施は安心づくりの器の拡大につながるものと考えております。

次に、公立保育所の運営費の一般財源化に伴う保育料の質問がございました。

御指摘のように、三位一体の関係でそういう問題が出てきたわけでございますが、国県支出金の減少額は1億2,500万円程度と試算しております。厳しい本市の財政環境に追い打ちをかけるような三位一体改革でありましたが、16年度の予算は自主財源の有効な活用とやりくりにより編成いたしましたところであり、保育所運営に関する予算については、乳児保育の実施や延長保育の拡大など保育サービスの充実を図ったところでありますし、保育料についてもこれまでと同様の保育料額を見込んでおり、現行の保育料の設定を変える考えはありません。

それから、施設改修の御質問もございました。

国では、保育所の入所待機児童の解消を図るべく、施設整備につきましても待機児童の多い市町村に対して優先的に枠配分する傾向にありますが、本市ではたかまつ保育所の増改築の必要性を強く要望し、国に補助採択をお願いしているところでございます。したがって、今後の計画に当たりますと、本市の保育需要の状況や国の動向を見きわめ、施設の大規模改修も含めて検討計画していく必要があると考えており、次の施設改修等の計画は立てていないところでございます。

それから、合併協定素案との関係での保育料の問題でございます。

御案内かと思いますが、任意合併協議会において保育事業について協議され、保育施設については西川町と朝日町において保育園という名称を使用しているものを、合併時に児童福祉法に規定する保育所という名称に統一いたしまして、新市に引き継ぐこととしたところでございます。

保育料の基本的な考えであります。国が定める徴収基準に従って定めるのが望ましいということでもありますけれども、そうした場合、これまでの保育料に比較して保護者の負担が高くなり、保育の目的を達成できなくなるのではないかとということで、現在、1市2町とも国の徴収基準を参考に、段階区分や額を変更して保育料を決めているところでございます。

現在の保育料は、国の徴収基準に対しておおむね65%から90%程度になっておりますが、1市2町の間で段階区分や額にばらつきがございます。新市の保育料を現在の寒河江市の保育料に合わせた場合、段階区分によっては西川町及び朝日町では現在の保育料より高くなる場合もありますし、低くなる場合もございます。しかし、最高額で比較すれば、その間差額は西川町では2万2,800円、朝日町では1万8,000円となるところでございます。

このような1市2町の保育料の現状を踏まえ、保育料の統一により料金が一気に上がる場合は保護者の負担が大きくなることから、合併後すぐに同一の保育料を適用することは難しく、合併年度を含めた3年間は旧市町の保育料の例によることとしたところであります。3年間という期間は既に入所している方について極力影響を及ぼさないよう配慮したところでございます。

その後の保育料の御質問になりますが、3年経過後の保育料につきましては、国の基準を参考に新市において十分検討し、統一した保育料を策定することにいたしました。したがって、その後の見通しとは合併後の新市において統一した保育料を定めるものでございます。保育料のほかに保育料の軽減措置についても協議がなされ、最も内容が充実している寒河江市の例により、合併時に統合することとしたところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

いいというものではないと私は思います。

ですから、そういうメリットやデメリットも正直に出して、先ほどの市長の伊藤議員への答弁で、1市2町の財政規模ですとか、1人当たりの借金額ですとか、資産額ですとか、そういうものが出されたわけですが、そういうものと一緒にこういう合併した後の姿はどうなるのかというようなことははっきりと示すべきだと私は思います。

それから、病院整備計画の中の需要調査、これは15年度にするというふうになっていたわけですが、これを実施したのかしないのかということは答弁がありませんでしたが、先ほどの市長の答弁によりますと、なかなか計画どおりにはいかないようだというようなお話だったわけですが、やはりこういうことも将来の基本計画がどういうふうな計画になっていくのかというような、おくれていくという理由なんかもちょうと示すべきだというふうに私は思います。

そしてまた、合併によって整備計画が変更されるということもあり得るというような感触に私はとらえたわけですが、そういうこともあるのでしょうか。

それから、保育所問題についてですけれども、たかまつ保育所が増改築をされると、その経過なんかもお話しされたわけですが、高松幼稚園ですか、あそこの私立の幼稚園がなくなるからその増加を見込んで定員をふやすのだというようなことがあったわけですが、需要はそれだけ見込めるのかどうかということもあるんですが、その点はいかがでしょう。

それから、乳児保育を始めるということがあったわけですが、そのことについて、乳児保育を始める、それから16年度から寒河江市の全部の保育所で朝7時から夕方7時までの延長保育をするということがあったわけですが、このことについて民間の幼児施設、幼児を預かっている施設に対して話し合いが持たれたのかということもお聞きをいたしました。

これは、話し合いがなかったというふうに私は聞いているんですけども、今までこういうことで市立の保育所と民間の幼児施設との間にいろいろあつれきがあったわけですね。けれども、これまでの民間と市立の幼児施設との間で行われてきたということは、公立でできないことは民間ですというような補い合った子育てをしてきたという関係があるわけです。でも、少子化が進むにつれて、民間の幼児施設に子供が入ってこなくなったというようなことがありまして、子供の奪い合いになったという経過があるんです。

ですから、民間と行政がお互いに共存して子育てをしていくという立場を尊重して、そういう問題の解決のために寒河江市幼児教育連絡協議会というものをつくられたのですが、これが当初の目的から趣旨が変わりまして、今は事務局が教育委員会に置かれて、研修を目的とする会になったということなんです。

私は、民間と行政レベルのそういう子育てに関するさまざまなトラブルが発生することを防ぐために、そういう幼児教育連絡協議会というものをただの研修の目的の会というのではなくて、民間の経営者からもさまざまな悩みを聞いたり、また、子育てに対する考え方なんかを聞いたりするような、そういう調整の場にしていくべきではないかと、平成14年12月議会でも私申しあげたのですが、15年12月議会でもこれと同じことを遠藤聖作議員が取り上げております。

遠藤議員は、そういうちゃんとした会議を持つのが大変なのであれば、民間の業者のところに訪ねて行って、困っていることとか悩んでいることとか生の声を聞くべきだと、そしてそういうことを17年度に作成する幼児教育の子どもプランですか、その行動計画にそれを生かしてほしいというようなことを言っているんですけども、今回のたかまつ保育所の乳幼児の受け入れ、延長保育、そういうことについては何の話し合いもなされていなかったというようなことがあるんですけども、そういうことでは共通の認識に立てないのではないかと、かえってトラブルをまた発生させるのではないかと私は心配するわけです。

ですから、行政は行政の責任としてそれをやるんだから、あなたたちはあなたたちで努力をなさいというような考え方では、これはまずいのではないかと私は思うんです。これまでもずっと子育てに対して営利を目的というばかりではなくて、やはり子供たちをどう育てていけばいいか、そして市民のニーズをどうとらえて保育をしていってほしいかというようなことでやってきたわけですから、そういう幼児教育は共同の事業だという立場に立ってそういう話し合いの場を持つべきではないかと私は考えておりますけれども、市長の考え方をお尋ねいたします。

それから、今後の保育所の運営のことなんですけれども、国の補助金、負担金が一般財源化されたということによりま

して、保育所への財政の手当てがなくなったわけですね。ですから、今年度はやりくりをして予算を組んだという市長のお話でしたけれども、来年度以降、一般財源からこの手当てを入れて今までどおりの保育がやっていけるのかをどうか。また、保育水準を下げないで、保育料を上げないでそういうことがやっていけるのかどうかということをもう一度お聞きをしたいというふうに思います。

以上で、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

院長の後任というようなことにつきましては、十分山大の方とも話し合っておるところでございますので、院長がおやめになったならば、その後任は任命しなくてはならないと、このように思っております。

それから、合併関係につきましては、こういう御案内のように、合併協定素案、これ1冊にまとめたやつですけれども、これまで第7号まで全部出しておるわけでございます。ですからお互いに協議したことはあのとおりでございますから、それ以外のことはお互いにやったことでございますから、市長がどうのこうのと今言うことはできないわけでございます。お互い詳しくこれ以上のものはないと私は思っております。お互いもう1市2町間で、そしてまた村山総合支庁長も入ってまとめたやつでございますから、これを見ればどのように考えているかということは議員だって十分おわかりのことかと思えます。ですから、これ以上のものをどうのこうの、どうするんだと言われましても、お互いに一緒になって決めたことですから、私だけ云々するというわけにはまいらないと、こういうことでございます。

それから、病院とか診療所なくなるのではないかと、こういうようなことを言っておりますけれども、ここに書いてあるとおりでございますから。勝手にそういうふうには想像しないでください。

それから、包み隠さず示すと、こういうような話でございますけれども、包み隠さずなどしておりません。全部はつきり書いておりますから。協議書に詳細にまとめてありますからそのとおりでございます。ただ、町当局がどのような説明したかは私はわかりませんが、これに沿って説明なされているのではないかなと思っておりますけれども、協議書とそれから町独自の自立の道というようなこと、二つ出しておるようでございますから、そういう関係でどのような説明したかは私も存じあげませんが、少なくとも協議したことはこれに沿ってこれまでやっていこうと、そして法定協議会に移行したならばこれをベースにしてまた協議すると、こういうことになっておるわけでございますから、はっきり示しておりますから。

それから、医療調査、さっきも私も第1問で触れましたけれども、なお詳細については担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、整備計画でございますけれども、これも先ほど答弁申し上げておまして、あるいは実施計画にも書いておりますから、あのとおりでございます。何も隠しているわけではございませんし、実態はこうなんだと先ほど答弁したとおりでございます。

それから、たかまつ保育所の問題でございますけれども、需要があるのかどうかと、あるいは乳幼児の問題とか、保育所どうするかとか、あるいは延長保育とか、これにつきましても保育の待機者を出さないようにしてくださいとか、あるいは乳児保育も必要ではないかとか、あるいは延長保育もこういう時代になって必要ではないかと、皆さんの方でも大分声を出して言ったのだらうと思えます。ですからこうやっておるわけでございます。それをやったことが何かおかしいみたいなことを言われますと、本当におかしいと、話おかしいと、すりかえられてはとも困ります。

それから、民間との話し合いはこれは十分やっていると思えます。事務担当レベルでやっておると、このように思えます。幼児教育連絡協議会等でこれらもやっておると思えますが、なおつけ加えることがあるのだったら担当の方から申し上げます。それで、民間とのトラブルなんていうことを起こさないように連携協調してまいるといふ姿勢は、これは当然でございます。

それから、保育料の問題につきましても、合併した場合はこれによると、こういうことを書いてありますし、先ほど、では寒河江市だけではどうなるというようなことにつきましては1問で答弁したとおりでございます。以上です。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは、医療需要調査についてお答えします。

この調査は、市立病院の主な診療圏であります寒河江・西村山1市4町を対象にして、各市町の国保の協力を得て、病院で診療を受ける患者数の推計などについて行いました。なお、精神科と歯科については除いてもらっております。

調査の結果の概要を報告いたしますと、1市4町の病院患者数の推計は、1日当たり2,310人です。それで、これを疾患別に見ますと、高血圧などの循環器系については21%、それからがんなどの新生物系、これが13%、糖尿病などの内分泌系、これが12%、それから腰痛など筋骨格系については10%、その他が44%というような形になっております。

それから、これらの利用している病院の割合ですけれども、県立河北病院が28%、寒河江市立病院が23%、朝日町立病院が12%、それから西川町立病院が9%、それから地区外といいますが、主に山形市になろうかと思っておりますけれども、これが28%となっております。

それから、今後の患者数の動向ですけれども、5年後は2,320人、それから10年後は今と同じ2,310人というふうになっておりまして、1市4町の人口は10年で減少するわけですが、高齢化の進展などがありますので、患者数はここ10年ほとんど変わらないというような結果になっております。

これは、あくまで国保のデータをもとに推計を行った数字でありますので、あくまでも推計によりませんが、こういう結果になっております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 私、2問目で一つの自治体に三つの公立病院があるということは、それは国の方で認めるのかどうかということをお聞きしたところでした。それについては答えなかったわけですが、この合併協定素案の中にすべてのことが書いてあるから、それを見ればわかるのではないかと市長はおっしゃいましたけれども、この合併協定素案の中には合併後に協議するということが非常に多くて、合併したらどうなるんだということが不透明でわからないんですね。

ですから、主要なもの、例えば病院であるとか、保育所であるとか、住民が本当に必要としているものについてどうなるのかわからないというので皆さんは不安に思って、この後どうなるんだろうということを心配しているわけですね。ですから、それに対して合併してみてそれからでないだめなんだということではおかしいのではないかと私は申しあげているところです。

それから、たかまつ保育所の乳児保育、それから延長保育につきましても、私たちは何もこのことをしたことを非難しているわけでも何でもなくて、私たちも市民の要望に沿って乳児保育をすべきであるというようなこととか、時間の延長をすべきでないかというようなことは議会の中でも取り上げてまいりました。ですから、やっと乳児保育も実現できたなということを私は喜んでいるところです。これを何も反対のようにとられている市長の方が、私はむしろおかしいんだというふうに思っております。

私が心配しているのは、民間の業者との競合がトラブルの原因になるのではないかとということで、そのトラブルが生じないように話し合いをすべきではないかということをお聞きしているわけです。そういうことを市長、御理解いただきたいと思っております。

それから、市立病院の整備計画についてですが、これは実施計画にのっているとおりだと市長おっしゃいましたけれども、この予定どおりに行くのかどうか、そういうことはどうなんですか。15年度にこの需要調査をして、そして16年度には機能調査をするというようなことですが、この予定どおりに行くのかどうかということももう一度お聞きをしたいと思っております。

それから、今、市立病院の東側に駐車場をしているところがあるんですが、これは土地開発公社が先行取得をしている場所なんですけれども、これは、目的はどういうことに使うということで先行取得をされているのか。そして、これは整備計画とどのような関係があるのかをお聞きをしたいと思っております。

それから、これは要望として申しあげておきたいのですが、今、医療費なんかも高くなっておりまして、患者が病院に行くのもなかなか大変な時代になっております。ですから、この医療費を幾らかでも負担を少なくするという意味から、この議会でも取り上げてまいりましたけれども、病院の薬、後発医薬品というのがあるわけですが、これをできるだけ多く取り入れてほしいというようなことをこれまでも何回か申しあげてまいりました。

病院の方でもいろいろ検討委員会といいますか、そういうものを設けて、その中で議論をして、少しずつ取り入れる品目もふえてきているように思いますけれども、これを取り入れるにもやはりお医者さんたちの考え方もあって、なかなか難しいということもあるんだろうと思いますけれども、市民病院として市民が本当に安心してかかれる病院にするためにも、ぜひこの医療費の軽減のために後発医薬品、これを多く取り入れてほしいなということを、また病院の中で検討していただきたいということを要望申しあげます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院がどうなるのか、診療所がどうなるのかと、国の圧力で廃止されるのではないかと、こういうような御懸念のようでございますけれども、こういうことはあくまでも自治体同士で決めることございまして、自治体の権限内といいますか、自治体の考え方で決定することございまして、国がどうのこうのというようなものではないと、このように思っておりますし、合併した後につきましてはこの協定書の中で述べておるとおりでございます。

それから、合併してからどうなるかというのも、何回も言うようですけども、協定書で書いてありますから、それが合併後の姿ということにまずはなるわけございまして、でも、正確にはこれは法定協議会に移って議論し、そしてまた正式に合併してから協議しなくてはならないところの問題等もそれは当然出てくると、こういうことでございます。

それから、病院計画でございますけれども、実施計画に、16、17にのせておりますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、非常に財政状況云々というものが変化してきておりますので、ですから実施計画にあのとおり計上しましたけれども、あの辺もこれは動くという可能性だってこれはあるということを1問でも申しあげて、そういう含みを持たせて1問で答弁しておるといってございまして。

それから、駐車場云々のことでございますけれども、病院計画の中でいろいろ今後議論して利活用してまいりたいと、このように思っております。以上です。

高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 質問に入る前に、今回、我ら寒河江市長が県の市長会の会長になったということで、喜んでおることをまずもって申し伝えておきます。皆さんとともに喜びたいと、このように思っております。

それでは、通告5番、6番につきまして以下質問をいたしますので、市長の前向きな答弁を期待申しあげます。

通告5の農業振興の から、質問をいたします。

日本一のさくらんぼの里さがえを、不動のものにするためのさくらんぼ輸出につきまして伺います。

近年のアジア諸国などの経済発展に伴う所得などの向上により、高品質の国産農林水産物の輸出には絶好の機会ととらえ、国におきましては輸出に伴う新規拡充事業が展開されるようであります。中でも日本産ブランド輸出促進事業につきましては、アジア諸国を中心に日本産ブランドの生産者団体などが行う輸出促進活動を支援する事業で、WTO交渉やFAOなどを通じた貿易自由化において、守るという姿勢から攻めるという姿勢への意識転換、現実として輸出促進に意欲的な都道府県が協議会を結成し、さらなる取り組みの強化を目指し、活発な動きになっているようであります。

現在、JAさがえ西村山のさくらんぼ部会の下部組織であります地域ごとのさくらんぼ栽培者の総会が開催されております。平成16年度のメインタイトルは「みんなで目指そうさくらんぼ販売日本一」であるようです。販売金額16億5,000万円の目標で、安全・安心の生産体制、物流事情に即した集荷体制、市場の方々も出席しましてのさくらんぼ生産販売に対する生産者の意識改革の醸成、講演は過去に類を見ないほどの活気満ちあふれる内容と聞いております。

本市におけるさくらんぼ栽培は、施設化が年々拡大され、安定生産や食味の向上、日もちのする品種への更新、流通の簡素化など生産、販売体制の確立がなされるまでに至ってまいりました。市長が市政を担当した当初からこだわってまいりました「日本一のさくらんぼの里さがえ」も名実ともに花が咲こうとしております。その名声を限りなく不動のものにするために、先んじてJAなどに声をかけ、一体となって、高品質で日もちのする厳選されたさくらんぼを輸出することはできないか提案するものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

雨よけハウスの支援策につきまして、質問をいたします。

平成15年度9月の補正予算で、市長はさくらんぼにこだわる心意気から、雨よけハウスの支援策を打ち出し、議会において可決されました。希望しておりました農家の声を聞きますと、よく我々のために配慮してくれたと絶賛の声、そして声でありました。近年、あちこちで農業へのUターン、さらにはIターン者が本市でも見られます。厳しい財政状態にあることは承知しておりますが、雨よけハウスなどの設置に対する支援策を講じていただけないのかお伺いをいたします。

続きまして、通告6番、国保の現状と見通しにつきまして質問をいたします。

国民健康保険制度は、地域医療の確保と地域住民の健康保持・増進に極めて重要な役割を果たしたことは御案内のとおりであります。しかし、長引く景気の低迷、雇用構造の変化により、国保加入者が年々増加の傾向にある実態であります。また、被保険者の高齢化や医療技術の進歩など、さらには病院の経営視点による診断手法の見直しと相まって、医療給付費などが年々増加し、平成14年度におきまして診療報酬、薬価基準を引き下げたものの増加に歯どめがかからない現状であります。

当市においては、従来にも増して一次予防の推進や二次予防対策、そして税の収納率向上、さらには医療費の適正化対策などを講じてまいりましたものの、国保会計は綱渡りの現状にある実態であります。

過日、当局より提出されました3カ年の実施計画の保険給付費の年約1億円の増加の資料を見たとき、またもや国保税の改正が来るのではと一瞬感じ取ったところであります。案の定、平成16年度の予算では、16年3月末の基金保有額は約1億3,000万円であり、国保税の改正がなされると思っております。

国保税につきましては、平成14年度において国民健康保険という制度の趣旨にのっとり応能応益割を加味し、所得の少

ない方にも配慮した税制の改正がなされましたが、たったの2カ年間でさらに税の改正が余儀なくされているようです。

16年度における国保運営につきまして、以下、質問をいたします。

国保税の基本的な考え方。

予算上におきましては、歳入歳出おのおの合計を33億 8,800万円と見込んで、国保税を15年度と比較して1億 5,000万円増加の計画ですが、応能と応益の比率をどのように案分するのか基本的な考え方をお伺いいたします。

医療費の総額抑制を考える場合、不可欠なものが疾病予防概念区分での一次予防の取り組みであり、二次予防の施設対応と考えられます。

一次予防の取り組みについてであります。市で実施しているものと成人病センターで取り組んでいるもの、これらが重複しているものが多いと、このように感じております。よって、成人病センターと連携をさらに密にしながら、市民の目に見える活動をする一次予防の効果を上げる手法はないのかお伺いいたします。

二次予防についてであります。1日人間ドックでオプション検査とされております例えば乳がんのマンモグラフィー、前立腺がんの腫瘍マーカー、そしてC型、B型肝炎につきまして、基本検査の項目として、市として取り組むことを考えておりますがいかがでしょうか。

さらに、人間ドックの検査、診査の精度向上のために、専門の医師、例えば市立病院の医師によるマンパワー協力、これらが必要と思います。市立病院の医師に要請はできないのかお伺いをいたします。以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、農業振興の面でのさくらんぼ関係と、それからUターン者への雨よけ施設の支援の問題でございます。

私は、これまで地域資源としてのさくらんぼに着目し、他市に先駆けて、さくらんぼをまちづくりのシンボルとして、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてまいりました。

さくらんぼの生産拡大や品質向上に向けた生産振興策としましては、農家や生産者団体と一体となって100ヘクタールを超す転作田への新植を推進する一方、ハウス栽培などの施設化に対しても積極的に助成するとともに、市単独事業として雨よけハウスに対する助成をここ4年間で約10ヘクタール分を実施してまいりました。さらに、人工授粉機の導入や、ポリネーションなどの結実確保対策に対する助成の実施によりまして、寒河江は高品質でブランド力の高いさくらんぼ産地としての名声を確立してきたものと思っております。

また、さくらんぼは重要な観光資源でございます。農業経営に観光農業を組み入れ、収益性の向上を図るとともに、都市消費者との交流拡大を図るため、観光客の受け入れ拠点施設となるチェリーランド、さくらんぼ会館の建設や、市内4カ所のさくらんぼ管理センターの整備に対する支援を行ってきたところでございます。その結果、さくらんぼの観光客は年々増加し、経済効果は市全体に大きく波及しているものと思っております。

このように、行政と生産者、市民の一体となった努力の積み重ねによりまして、御案内のように、寒河江を日本一さくらんぼの里として全国にアピールできたものと自負しておりますし、市民もまたさくらんぼを誇りとしているのではないかと考えております。今では御指摘もありましたとおり、寒河江と言えばさくらんぼと言われるようになり、寒河江市全体の農業算出額91億円のうちさくらんぼは40億円と半数近く、約44%になりますが、占めるまでになってきており、本市農業の最大かつ最重要作物として、今後とも本市農業の牽引役となり続けるものと思っております。

しかし、さくらんぼも産地間競争の激化や生産者の高齢化、後継者不足などの課題を抱えていることから、地域営農の推進に向けた作業受託組織の育成や、収穫作業の分散化と高品質化、高収益確保を目指したハウス栽培の推進などについて引き続き支援してまいらなくてはならないと思っております。

さて、さくらんぼの輸出についてでございますけれども、県産果実の近年の輸出実績を見ますと、平成15年のリンゴが65トンと目立つ程度でございまして、その他ラ・フランス、ブドウは500キログラム以下、さくらんぼについては輸出実績がないようでございます。農林水産省におきましては、平成16年度新規事業として日本産ブランド輸出促進事業によりまして、生産者団体等が行う輸出促進活動の支援を行うとしているほか、山形県においてもことし11月に香港の百貨店で「YAMAGATA食品フェア」を開催する予定であると同っており、県産の農産物食品の輸出促進を後押しする動きが出てきているところでございます。

いずれにいたしましても、さくらんぼの輸出ということになりますと、生産者団体が判断することとなるわけですが、御案内のとおりさくらんぼは、御指摘もありましたけれども、傷みやすい果実でありますし、かなり高価な果実であることなど、輸出に当たっては課題も多く、全農山形県本部では、現段階ではさくらんぼの輸出は具体化しておらず、今後の検討課題とのことであり、また、さがえ西村山農協におきましても、まず国内市場における販売強化を重点的に推進していくとの考えのようでございます。市といたしましても、こうした生産者団体の意向を尊重しながら、将来さくらんぼを輸出するということが具体化してきた場合には、県や関係団体などと連携した取り組みなどについて検討していきたいと思っております。

次に、Uターン者に対するさくらんぼ雨よけハウスの支援についてでございます。

本市における新規就農者はここ5年間で31名ですが、近年増加傾向にあり、Uターンして就農する方も多くおられます。これらの新規就農者について就農形態を見ますと、Uターン者、新規学卒者とも農業後継者として就農する方がほとんどでありまして、親の経営基盤を受け継ぐか、もしくは親と共同で農業経営に当たる場合が多く、全く新たに

農業経営を始めた農家以外からの新規参入者は2名のみでございます、いずれもすぐ収入を得られる野菜や花卉の施設園芸型農業であります。

Uターン、Iターン者のさくらんぼ雨よけハウスの整備に対する補助との御意見でございますが、本市の場合、親の経営基盤を受け継ぐ場合が多い就農形態から見て、Uターン者などだけを補助対象とするのは難しいところであるものと考えているところでございます。

また、さくらんぼ栽培は、新植してからある程度の収穫を見込めるまでには10年ほどの期間が必要でございます、高い栽培技術や経験も要求されるもので、新規就農者がすぐ取り組むのはなかなか困難であろうかと思われま。Uターン、Iターン者、新規学卒者にかかわらず、新規就農者は今後の地域農業を支える担い手となってもらわなければならない方々であり、県などとも連携しながら、栽培技術の習得や就農支援資金の活用などについて、総合的な支援育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、国民健康保険税の問題でございます。まず、税率改正に対する基本的な考え方の質問にお答え申し上げます。

前回の平成14年度の改正では、給付と負担の公平性から、応能応益割合を50対50に近づける平準化を行ったところであります。また、平準化により税の軽減制度が拡大するため、軽減割合及び軽減世帯数がふえ、低所得者層に配慮しながら、あわせて保険基盤安定制度を活用し、公費負担を増加させることで賦課総額の抑制を図ったものでございます。

しかしながら、その後、地方税法の改正が行われ、平成15年度以降の国保税が減収することになり、財源に大きな不足が生じるようになっております。この改正内容といたしましては、保険税の所得割の算定に係る所得控除額が、市民税の課税に係る所得控除額と整合的なものに改められたもので、青色専従者給与等控除や、長期譲渡所得など特別控除が適用されることとなったものでございます。その結果、平成15年度の国保税は、前年比で約6,000万円の減収になるものと予想されたので、平成15年度当初予算では基金繰入金約8,000万円を計上し運営するという事態となっております。

このような状況に加えまして、先ほども話ございましたが、医療費等についても引き続き増加傾向にございます。特に、老人保健の受給年齢が75歳に引き上げられた結果、改正前までは老人保健へ移行していた被保険者がそのまま国保加入者となり、これらの前期高齢者数は2倍に増加している現状にございます。

前期高齢者の保険給付割合が9割給付、通常の場合は7割でございますけれども、保険給付割合が9割給付であることが医療費増加の大きな一因となっているところでもあります。加えて平成12年度発足の介護保険制度も定着してきており、国保から負担する介護納付金の額が年約20%の伸びとなっておりますが、この約半分を税で賄わなければならないことから、給付と負担のバランスがとれない状況となっております。御指摘ありましたとおり、保険税の減収や医療費等の増加に対し、活用されますところの給付基金につきましても、平成15年度末残高は約1億3,000万円となっており、このままの状況が続けばすぐ基金が底をつく状況にございます。以上のことを勘案して、平成16年度予算では、国保税の税率を見直すことを見込んで編成したところでございます。

国民健康保険税の基本的な考え方について質問に答えたわけでございますけれども、このように前回の税率改正の基本方針を堅持したいと考えておるわけでございまして、税率改正の基本的な考え方、前回の考え方を堅持したいと考えておるところでございます。具体的には応能応益の平準化、税の軽減制度による低所得者層への配慮、保険基盤安定制度活用による賦課総額の抑制、加えて中間所得者層への負担軽減を目指し、平成15年度より始めました保険者支援制度を活用することでさらに賦課総額を抑制しながら、単年度収支の均衡を目指したいという考えでございます。

ただし、具体的な案分率等につきましては慎重に設定する必要があり、国保税算定賦課資料が把握できる時点で設定いたしたく、6月定例議会を予定しておりますので、御了承お願いいたします。

次に、財団法人山形県成人病検査センターとの連携等々の問題でございます。

疾病予防には、病気にならないようにするための一次予防、早期発見・早期治療により早いうちに完治させる二次予防そして適切な治療による疾病の悪化や障害の進行を防止し、リハビリにより回復を目指す三次予防があることは御案内のとおりかと思います。

我が国は急速な高齢化の進展の中で、壮年期死亡の減少と痴呆や寝たきりにならない、いわゆる健康寿命の延伸を図る

ことが最重要課題となっておりますが、本市におきましても平成14年3月に健康増進の基本計画である健康さがえ21を策定しまして、疾病全体に占める割合が最も高い生活習慣病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を進めようとしているところでございます。

この基本計画に基づき、現在積極的に健康に関する情報提供を行うとともに、市民及び関係機関と協力しながら各種健康教室の開催や検診事業の充実に努めているところでありますが、中でも成人病検査センターは二次予防である検診事業実施のための最も重要な機関でありますので、毎年度事業の計画段階から終了後まで1日人間ドックを初め、各検診事業ごとに打ち合わせを行うなど連携を密にしながら実施してまいりました。

平成14年度における1日人間ドックの受診者数は5,673人で、国保事業として実施している1泊ドックの受診者数も78人となっており、本市の検診費用の助成もあり、着実に市民に定着し、医療費の抑制に役立っているものと思っております。

また、「スーパーダイエット教室」という名称で、センター及び寒河江市西村山郡医師会との共同事業として1泊2日の肥満予防教室を開催しており、検診と食事や運動の指導、その翌年度に生活改善のフォローアップ教室を行うなど、一次予防の分野の事業も実施しております。

このように緊密に連携を図っておりますが、今後さらに連携を強め、一体となって事業を推進するとともに、新たな事業についても検討しながら、より充実した検診体制となるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、検査項目についてでございますが、1日人間ドックに関しては、基本健康審査の項目に加えまして、平成9年度からB型肝炎ウイルス検査を実施しており、平成13年度に腹部超音波検査と歯周病検診を、平成14年度にはC型肝炎ウイルス検査を新たに導入しております。また、国保事業の1泊ドックにおいては、15年度に前立腺がん検診、いわゆる腫瘍マーカーを新たに導入したところでございます。

単独検診につきましても、平成8年度以来骨粗鬆症検診、それから乳がん検診と項目の拡大に努め、13年度には希望者に対しマンモグラフィー検査も行っております。マンモグラフィーについては、平成16年度からこれまでの30歳代の希望者に加え、40歳代の受診者全員に実施するよう計画しているところでございます。

御質問の御趣旨は、これらの検診項目をすべて受診するようなシステムというようなお話ではないかなと思っておりますが、検診はその項目によりまして一生に一度受ければよいものや、各人によって受診の必要のないものもありますので、一律の実施でなく希望者に対する検診実施としているものでございます。

なお、各項目について検診の必要性を啓発するとともに、検査の結果、精密検査が必要となった方々の精検受診率の向上にも努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、市立病院の医師の成人病検査センターに対する協力体制についてでございますが、一部検診業務に協力をいただいております。現在はマンモグラフィー検査の写真的読影をお願いしているところでございます。新たな協力については、市立病院での多忙な勤務体制の中で難しい面もあるかと思っておりますが、今後の課題と考えております。以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 答弁願ってありがとうございました。

それで、ちょっと私が聞いている部分と少し違う部分ありますので、再度お聞きいたします。

輸出のさくらんぼの関係でありますけれども、私も農協職員時代にカナダ向けの花卉、そしてロシア向けのリンゴということで担当した経験があります。その当時も今も同じだと思いますけれども、大体今までやってきた日本の農産物の、特にフルーツの部分での輸出につきましては、日本における市場価格の低迷の打開策の一環として、輸出に取り組んできたというのが過去の経過だと思っております。

さくらんぼの自給率も、平成13年度の場合に58%です。42%が輸入に頼っているという一つの実態、果実全体からいきましても自給率は67%、元年の場合。平成13年度では44%の実態であって、果実さえも完全な自給率 100%に至っていない。これらも実態であります。

しかしながら、今回、国で考えておるところの日本産の、そしていい品物、ブランドの輸出につきましては、今まで日本でやってきた数々のフルーツの輸出の考え方と全く違う体制での輸出振興策ということで、農水省では現在 3,509億円が農林水産物の輸出額、これを1兆円ぐらいに持っていこうという一つの動き、その中で考えられたのが日本産のブランド品の輸出支援事業だと、このように思っております。 よって、全く今までとは違うということで、市長は先ほど全農でも、それからJAさがえ西村山でも輸出する気持ちはないやのような答弁をなされました。私は、生産物を、玉をたがっているのは確かに生産者であって、その販売対策として対応するのが農協だというように私も理解して、当局でも関係機関の方に輸出についての動向などを聞いたと思っておりますけれども、私の調査の中では取り組んでみたいと、このような話を私聞いております。

その辺市長と若干違うと思っておりますけれども、これはだれが相手だかということで違うと思っておりますけれども、私の聞くとところによれば、今までの輸出の内容ではないんだと、新規のものであって、特にさくらんぼも日持ちのする、例えば品種的には紅秀峰などの品種も出てきたということで、それであれば、例えば輸出の相手国は東南アジアと、このように国でも言っていますし、私もその辺がよかろうとの考え方です。

一つ20年度までの国の事業でありますけれども、なるべく早く取り組んだ方が、日本一のさくらんぼの里さがえという一つのキャッチフレーズで今日までPR、そして寒河江4万4,000人市民が力強く全国に情報を発信して、その結果日本一のさくらんぼの里さがえと、このように私は、市長も頑張ったと思っておりますけれども、市民が頑張ったということで、その結果今日までその基盤が築かれてきたという中から、だれよりも早く、例えば東根の方で輸出していたけれども、それよりもどこよりも早く輸出の方向に、例えば受動的でもあれ能動的でもあれ、どちらでもいいんですけども、どこよりも早く輸出に取り組んだ方がよいのではなからうかと、このように思っております次第であります。

面積では確かに東根の420町歩、寒河江の380町歩ということで、面積的には負けておりますけれども、農協でも16億円強の販売金額を明年度目指して日本一の産地になるんだと、このようなことも各地区の、地域の生産組織の総会で強く農協の担当者が話している心意気を酌んで、だれよりも早く私は輸出に取り組んで、確かに相手国との食物貿易という食貿の課題もあると思っております。さまざまな課題あると思っておりますけれども、それを越して、だれよりも早く越して、それが寒河江のさくらんぼ日本一の不動の地位に結びつくと、このような視点で私は申しあげたつもりであります。

市長が聞いた相手方、私が聞いた相手方、違うと思っておりますけれども、私はそのように私が話した相手方は考えているんだと、確かに課題はありますよと、考えているんだと、このような話をしておったので、私もそうならばだれよりも早く積極的に行政でも話をかけて、声をかけてやらせる方法もあるのではなからうかと、このように考えておった次第であります。

平成14年度、私とそれから前議員でありました佐藤頼男さんが、中国の大連とそれから煙台というところでさくらんぼの視察に行っていました。大連では8,700ヘクタールのさくらんぼの栽培面積があるんだということで、山形県の約3倍強が一つの大連市にあるんです。輸出されれば日本の国も非常に打撃を受けるということで見に行ったのであり

ますけれども、まず当分は日本の国には中国からさくらんぼは輸入されることはなかろうと、このように確信を持ってきたところであります。

昔とは違うんだということで、私は昔から作物を選択する場合に北限の作物は植えるなど、それから軽いものを栽培しなさいと、そしてもう一つは期間が経過すれば腐れるものを選びなさいと、このような視点で元営農指導をしてまいりました。よって、それに合うのがさくらんぼだと、このように私思っていますので、一つ輸出の方に取り組んでもらえばさらに寒河江の名声が博し、さらに生産者の意欲も向上しながら、日本一のさくらんぼの名にふさわしい生産基盤ができるだろうと、このような考え方で申しあげた次第であります。

それから、施設化の関係でありますけれども、先ほど人数なども市長の方から申されました。31名とか、それから実態は2名とかさまざま話がなされまして、新植してから10年もかかるからなかなか支援するに課題があるのではなかろうかと、このような話と聞いておった中でありますけれども、先ほど紅秀峰という一つの品種を話しました中で、なかなか紅秀峰の栽培も今までの品種と混植しては栽培しにくいということが今わかってまいりました。ということは、紅秀峰はずっと後ほどの収穫に至るとということで、片方はもぎ終わり、片方は今から収穫ということで、混植というのは非常にしにくいというようなこと。

そして先ほど言ったように、私は輸出は紅秀峰を考えたというときに、このごろちらほらUターン者が見られているということで、31名ほどいと市長が答弁されましたけれども、そういう方々に今までのハウスと別個に紅秀峰などを栽培してもらって、それを輸出に向けるような一つの方向性を見出すことになれば、非常にさくらんぼの栽培面積も低下することなく、そして生産量も向上するのではなかろうかと、このような視点をもとらえて、Uターン、Iターン者の方にハウスの施設の今まで類を見なかった中での支援策を申しあげたわけであります。

非常に、新植してから確かに結実までは10年かかりますけれども、例えば四、五年のさくらんぼの紅秀峰が今後増植するために準備しておったという方も私はあるはずだと思っています。そういう方はすぐ転職して収穫にも結びつかれるという部分では、私は非常にTPOをとらえた一つの施策だと、このように判断するわけであります。一つ再考を期待したいと、このように思っております。

それから、国保の関係でありますけれども、基本的には応能応益を前回14年度の改正と同じように、大体5対5ぐらいの中で前回の改正を踏襲しながら、なおかつ軽減等も考慮しながらやっていくということで、私もその意見につきましては大賛成であります。しかしながら、平成16年度の一般会計の予算の中で、個人の税金につきましては、約8,300万円ほど減を前年度と比較して見込んでおるようであります。例えば、今回の16年度の国保税の歳入につきましては13億500万円ほど見ていると思っております。15年度は11億5,400万円だと、これは予算関係です。差額が1億5,100万円という数字になってまいります。

15年と16年の歳入の比率を計算しますと113.1%、13.1%の増加になると。よって、現行では所得割が6.6%、そして資産割は30%などとなっておりますけれども、すべてに113.1%、要するに1.131、これらを掛けていきますと、所得割では従来の6.6から7.5ぐらいになると。そして資産割も30%から単純計算で13.1%を掛けますと34%ぐらいになるということで、非常に保険税の負担が増額になるのではなかろうかと、このように判断します。

国保税は従来から目的税でありますので、給付と負担、これを考えていく必要があると、このように思う中でありますけれども、特に7割、5割、3割、これの軽減などを行きますと、前回10年度の国保案分率の中では応能割は実態では約59%ぐらいになっていて、減額を計算すると46.08%ということで、応能応益5対5と言いながらも、実質で言いますと減額するものだから5・5、例えば46.08になったり、市長がさっき言ったように5対5になるということで、もともと減額を加味しませんと約6割ぐらいが応能割になっていると、このように私資料を見ておるんです。

そんな中で、先ほど言ったように、約8,000万円ほどの個人の市民税について減ってくると、このような状況の中で相当応能の割合を高くしませんと、所得割のパーセントを高くしませんと、例えば現況6.6%になってまいりますけれども、それ以上高くしませんと5対5の応能応益の案分になってこないのではなかろうかと、このように思っておりますけれども、まだまだ5月になりませんと個人の税が確定しないという一つの状況でありますけれども、市長、大体で結構ですから、

5・5でありますけれども、大体所得について現況 6.6%でありますけれども、そうした資産割が30%でありますけれども、このくらいまでもっていかないと5・5にならないのではないかと、もしも試算あれば、頭で試算あればお答えお願いしたいと思っております。

それから、医療費の総額抑制の中で、一次予防と二次予防の質問をしましたがけれども、先ほど市長、B型肝炎については平成9年から実施していますよとか、それから私オプション検査でされておりましたところの乳がんのマンモグラフィは、きょう、新聞で出ましたのでわかりますけれども、例えば前立腺がんの腫瘍マーカーとか、それからC、B型の肝炎について基本検査の項目として主として取り組むべきと考えるかということで質問したのですけれども、例えばB型肝炎については9年から実施していますよというように私聞いたのですけれども、その辺私の聞き違いだかわかりませんから、もう1回答弁をお願いします。

そして、国保の中であるべく医療費の適正な支払いということで、レセプト点検なんかやっております、前年あたりまでですと0.25%の目標、正確に言うと、ちょっとお待ちください、目標財政効果率0.25などを、0.25という数字を0.35くらい上げていきたいんだと、このような話を聞いておりますけれども、レセプト点検も非常に重要な仕事だと思っております。例えば0.25から0.35まで上げるとしますと、0.1、この0.1というのは二、三万円のお金ではなくて何百万円という一つの金額になってくると私は推測をしています。よって、レセプト点検の、先ほど言ったパーセントを0.25から0.35まで目標を置いていると思いますけれども、それを例えば0.4とか、それぐらいに持っていくことにおいて医療費の総額抑制にもつながってくると、このように判断しますので、レセプト点検のさらなる重視を市長として考えていないのか質問をいたします。

それから、もう1点でありますけれども、保険証につきまして、今、カード化が国保以外の保険で使用されておる実態、国保も遠からずそのカードに来るのではなからうかと、このように推測をしております。市長も今、県の国保の副会長だと思っておりますけれども、その辺、カード化についていつころなるのかもわかればお答えをお願いしたいと、以上2問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 輸出は、全農とかあるいはJAはやる気持ちがないんだということは、答弁申しあげましたけれども、それはちょっと議員が聞いておると違うのではないかと、こういうような話でございますけれども、なお担当の方から説明させますが、うちの方で調べたところではそういうことでございますが、担当同士あたりで聞いているかどうかちょっと答弁させたいと思っております。

議員がおっしゃるように、さくらんぼの輸出と、さがえのさくらんぼのブランド品の輸出ということを実施するならば大変なこれはアピール効果といえますか、それは考えられることでございますが、しかし、どうなんでしょう。これを現状を見ますと、まださくらんぼというのは関西以西につきましてはまだ行き渡っていないと、国内でもまだ食べたことがない方が多くて、向こうではアメリカのさくらんぼを食しているというようございまして、国内産でも需要の54%ですが、国内産は、国外産が46%ぐらいな状況になって、その中で関西以西の方では割とさくらんぼの味を知っていないという状況なものですから、まだまだ国内需要というものはまだ見込まれるのではないかとこのわけでございます。

そういう中で輸出ということになりますと、いわゆる経営的に合うのかどうか、あるいは取り組みの諸問題をどう解決していくかということと、それから先ほども話ございました日もちの問題、それから値段が非常に国内産が高いというもの、そういうものを外国の方に買っていただけるかどうかというような市場調査というようなこともかなり出てくるのではないかなと、こう思っております、アピール度合い、日本一のさくらんぼの里さがえということで、輸出をやったというPR効果等は非常に大きいものと思っておりますけれども、それらの諸問題を解決しなければ、あるいはそういうめどを立てて生産者なり、あるいは農協団体等に働きかけなければ応じてくれないのではないかなというような気がするわけございまして、なお一層関係団体なり、あるいは生産者の意向を聞いてみたいと思っております。

それから、後継者の、Uターン、Iターンの問題でございますけれども、先ほど申しあげましたように、花とかあるいは果物、そういう方しかUターン者にはいないのでございまして、トマトが1人、それからトルコキキョウが1人と、こういうことございまして、やっぱりさくらんぼの関係でUターン者というような者はタッチできないというような現況にありますので、先ほど申しあげた答弁になったわけでございます。

それから、国保の問題でございますけれども、結論的に言いますと、私、先ほど申しあげましたけれども、単年度収支ということではいかなければならないと、こういう状態だろうと思っております、基金ももう取り崩しできるような状況にはないということございまして、それから前年度の繰越金も余り見込めない。あるいはまた国からの補助金というようなもので賄うほかないと、税と国からの補助金で賄うほかないというような中でございまして、単年度収支ということではこれからの国保会計は持っていかななくてはならないのではないかなと、こう思っております。

そういう中で、税率の平準化ということを進めてきたわけございまして、まず平準化することになりますと、いわゆる国の方からの軽減対象分が多くなるわけございまして、13年度ですと応益が38.7ですか、それから応能が61.3だったわけございまして、現在は応益が46、応能が54と、こういうことになっておりますので、軽減割合も6・4から、先ほど話ございましたように7・5・2と、こういうふうになってきておるわけございまして。そんなことから申しあげまして、これからはことしも何とかやりくりしましたけれども、翌年度以降につきましても単年度収支の考え方でしか望めないかなと、このような気がいたしておるわけございまして。

では、これからどのような負担率になるのかというようなことにつきましては、資産割ですか、そういうもののデータが出た暁において十分検討してまいりたいと思っております。算定してまいらなくてはならないと、このように思っております。

それから、受診項目でございますけれども、先ほど申しあげましたけれども、平成9年度からB型肝炎ウイルス検査やっています。13年度は腹部超音波検査でございます。それから歯周病検診もやっています。14年度からC型肝炎ウイルスを導入しております、そして1泊ドックにおいては15年度に前立腺がん検診、腫瘍マーカーを新たに導入しております。それから、単独検診におきましては、平成8年度以来骨粗鬆症、それから乳がん検診、そして13年度には希望者に対しま

してマンモグラフィ検査ということをやっておるわけでございます。

それから、このレセプトの点検をやって、それが財政効果率というものを高めるのではないかとということでございますが、全くそのとおりだろうと思っております、うちの場合は嘱託職員が2名も分担しておりますし、それから被保険者の資格の確認、あるいは給付発生原因につきましては職員が担当しておるわけでございますし、内容点検の取り組み事項としましては、点数表との照合、7,000点以上の高額なレセプトの検算、縦覧点検などを行っております、この縦覧点検につきましては、同一患者のレセプトを1年を通して見て、薬剤の長期投与がないかとか、あるいは検査処置に重複がないかなどを点検しておるわけございまして、1年間で全世界帯を2周するように努力しておるわけでございます。

こういうことをやった結果、13年度の実績では1,240万円、14年度では1,880万円の効果を上げております。それで、財政効果率は13年度では354万円です。0.21でございます。14年度には564万円でございます、効果率は0.34と、このように高くなってきておまして、レセプト点検によりましての効果というものはあることと、このように思っております。

そういう効果を上げまして、特別調整交付金としましても、これも補助金といいますが、それがもらえるのでございまして、13年度で625万円、それから14年度では500万円の交付を受けておるところでございます、15年度につきましても交付が見込まれるのではなからうかなと期待しておるところでございます。

それから、カード化の問題でございますが、これ、1世帯に1枚、世帯単位の被保険者証を交付しておるわけでございます。ただし、就学や単身赴任等のために、いわゆるマル学とかマル遠と呼ばれるところの個人単位の被保険者証も、これも交付しておりますが、このカード化につきましては、平成13年2月に健康保険法の施行規則が改正されまして、13年4月以降から被保険者証は準備の整った保険者から1人1枚の個人カード様式とすることが望ましいということにされたわけでございます。しかし、この省令の附則におきまして、更新時期やあるいは財政状況というものを考慮しまして、当分の間は従来の形式でもいんだというようなことになっておるわけございまして、ですから、実施時期につきましては保険者にゆだねられておるのが現状でございます。

また、本来ならば患者の医療情報などを電子的に読み取るためのICカードがあるべき姿にもかかわらず、医療機関などのカードを読み取る側の環境整備も必要なわけでございます。幾ら持っておっても、医療機関が読み取る機械を持っていないわけでございますから、ですから改正の法律によりましては特に高機能カードにこだわらず、紙やプラスチック製でも可能となっております。

県内でやっているところは、15年9月から、去年の9月から最上町で紙製のカード化をやっておるようでございます。それから政管、政府管掌の健保におきましても今春にプラスチックカードへの一斉切りかえが行われるようになっておりますが、いずれにしても、日常生活においてキャッシュカード、自動車運転免許証、診察券等々のカード化が進んでいるのが現在でございます、ですけれども保険証から小さなカードに変わったとしても、若い世代に違和感なく受け入れられるような現状かなと、こうは思います。

財布や定期入れに入るようなカードが被保険者個人に交付されるということになりますと、携帯が容易になりますけれども、忘れることもなく急病等にも受診できるかと思っておりますけれども、子供とかそれから離れた大学に入学したというような場合には、マル学の交付も受けなくてもいいということにはなりませんけれども、まだ問題なきにしもあらずということだろうと思っております。

いわゆる高齢者における紛失とか、未成年者の違法行為の助長、こういうことの課題も予想されるわけございまして、それで県を中心に、被保険者証の色とか医療機関への広報などについて県内市町村同一歩調をとっているということもあつて、本市が先行して実施するというような状況には今のところないということをお願いしたいと思います。県とか県内市町村等の状況も見ながら検討してまいりたいと、このようにカード化には考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 3問目ですけれども、国保証のカード化については、正直私賛成でないんです。非常に悪用乱用がされやすい一つのカードだということで、できる限り、私の考えでありますけれども、市長、なるべく遅く発行してもらおうようお願いを申しあげて質問を終わります。

散 会 午後2時45分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。